

神戸教育短期大学

2024年度 自己点検・評価報告シート

2026年3月

【基礎資料】

〔学校法人及び短期大学の沿革〕

基準 I

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基礎資料1	1	学校法人及び短期大学の沿革	別表		
	1	短期大学の沿革	別表		
	2	学校法人の概要	別表		
	3	学校法人・短期大学の組織図	別表		
	4	立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ	<p>本学の立地する神戸市は兵庫県の南部に位置し、約150万人を擁する東序所在地であり、今後も発展が期待される。神戸市は、令和3（2021）年4月に「神戸2025ビジョン」（計画期間2021～2025）を策定し、令和5（2023）年6月に第3版として内容を改訂した。その中で7つの基本目標が示されているが、基本目標2として「妊娠・出産・子育て支援と特色ある教育環境の充実」が掲げられている。さらに、神戸市では市内で働く保育士・幼稚園教諭を応援するために、「6つのいいね」の制度を設け、一時金の支給、家賃補助、奨学金返済補助など働きやすい環境を用意し、保育士・幼稚園教諭の人材確保に努めている。</p> <p>子育て支援に関しては、それを担う人材として保育者の養成が重要となる。本学こども学科への保育士、幼稚園教諭の求人は求職学生数を大きく上回る件数が寄せられている。</p> <p>学生の入学動向は、令和元（2019）年度に現在の神戸市長田区に移転して以降、令和5（2024）年度まで6年連続で入学定員130名を超える入学者を受け入れている。入学者の8割以上が兵庫県出身者であり、上記の地域社会のニーズを受け止め、今後も地元就職率の高い大学として地域の要請に応えていく。</p>		
	5	課題等に対する向上・充実の状況	なし		
	6	公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）	<p>公的資金は、教員（研究者）と共に事務職員が本学の「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき適正に管理運営しており、何ら問題は生じていない。</p> <p>令和5（2023）年9月27日施行の改正規程においては、公的資金による研究活動に限定せず、本学の学内研究費を含むあらゆる研究活動を網羅する規程に改正し、不正防止に取り組んでいるところである。また、研究倫理面を含め公的研究費に係る適正な管理運営体制のさらなる整備・確立を図っていくものである。</p>		
基礎資料2	1	自己点検・評価の組織と活動	別表		
	2	組織が機能していることの記述（根拠を基に）	<p>■組織が機能していることの記述（根拠を基に）</p> <p>自己点検の組織の機能について、本学では学則第1章第1条の2に以下のように規程している。</p> <p>（自己点検・評価）</p> <p>第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動ならびに運営等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。</p> <p>3 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。</p> <p>平成28（2016）年6月1日に評価委員会を自己点検・評価委員会に改称し、規程を自己点検・評価委員会規程とした。その規程に基づいて、本学は自己点検・評価活動を最重要課題として認識し全学的に取り組んでいる。</p> <p>また、自己点検・評価報告書の作成に当たっては、大学・短期大学基準協会から提示されている「短期大学認証評価 評価校マニュアル（令和5年6月改定）」の「II.自己点検・評価報告書作成マニュアル」に従い、学内で執筆担当者を決めている。執筆に際しては、関連する委員会や関係者で、課題の解決状況を協議・確認しつつ、新たな課題を見出し、改善への取組みを協議するよう努めている。</p> <p>自己点検・評価の内容は、教員に対しては教授会において報告し、事務職員においてはその教授会資料を議事録とともに事務職員の毎朝のミーティングにおいて、教授会に陪席している事務職員より報告・周知し共有している。</p> <p>さらに、各種委員会においても課題解決に向け検討する体制をとっている。</p> <p>■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）</p>		

<学校法人の沿革>

年 月 日	事 項
明治13年 4月13日	増谷かめ、御影町弓場に裁縫塾を開設
明治34年11月6日	御影町浜西に増谷裁縫女学校設立認可
大正4年7月23日	校名を増谷女学校と改称
昭和 2年 5月12日	校名を増谷高等家政女学校と改称
昭和11年10月26日	増谷高等女学校（五年制）の設立認可を受け改称
昭和20年6月5日	戦災により校舎全焼
昭和23年2月28日	西宮市獅子ヶ口に移転し校名を夙川学院高等学校・夙川学院中学校と改称
昭和24年4月1日	夙川学院の教育の基本理念にキリスト教精神を導入
昭和26年3月5日	学校法人認可
昭和40年4月1日	西宮市甕岩町に夙川学院短期大学家政科開学
昭和42年4月1日	西宮市神園町に夙川学院短期大学附属幼稚園設置
昭和55年11月21日	夙川学院創立100周年記念式典挙行
平成2年10月16日	夙川学院創立110周年、夙川学院短期大学開学25周年記念式典挙行
平成19年4月1日	神戸夙川学院大学観光文化学部開学
平成22年4月13日	夙川学院創立130周年記念式典挙行
平成25年4月1日	西宮市甕岩町から神戸市中央区港島に夙川学院短期大学を移転
平成26年4月17日	神戸夙川学院大学学生募集停止を文部科学省へ報告
平成27年4月1日	神戸夙川学院大学観光文化学部観光文化学科を神戸山手大学現代社会学部観光文化学科へ事業継承 夙川学院短期大学開学50周年
平成28年4月1日	西宮市神園町から神戸市中央区港島に夙川学院中学校・夙川学院高等学校を移転
平成31年4月1日	夙川学院中学校・夙川学院高等学校を須磨学園中学校・須磨学園高等学校へ事業継承
平成31年4月1日	大阪府八尾市に神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園設置
令和2年4月1日	大阪府八尾市に神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園分園プチソレイユ設置
令和3年4月1日	夙川学院短期大学附属幼稚園は閉園し、夙川学院ソレイユ認定こども園として新たに設置
令和5年4月1日	神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園を八尾市堤町に移転

<短期大学の沿革>

年 月 日	事 項
昭和40年1月25日	夙川学院短期大学 家政科（入学定員80名）設置の認可
昭和41年4月1日	保育科（入学定員40名）を増設
昭和42年4月1日	美術科（入学定員 40名）を増設
昭和43年4月1日	家政科入学定員変更（80名→200名）の上、家政専攻80名、被服専攻80名、食物栄養専攻40名に分離。 保育科（40名→80名）入学定員変更保育資格養成課程の併設認可。栄養士養成施設認可
昭和44年4月1日	英文学科を増設。家政科を家政学科に保育科を幼児教育学科に改称。 司書課程併設認可。家政学科食物栄養専攻（40名→80名）入学定員変更
昭和45年4月1日	家政学科被服専攻を服飾デザイン専攻に改称。専攻科（美術専攻一年制）を設置
昭和46年4月1日	美術科を造形美術科に改称
昭和47年4月1日	幼児教育学科を児童教育学科に改称 家政学科家政専攻（80名→40名）服飾デザイン専攻（80名→40名）入学定員変更
昭和48年3月31日	幼児教育学科と保育資格養成課程の併設廃止
昭和49年4月1日	造形美術科を美術科に改称
昭和50年4月1日	児童教育学科（80名→150名）入学定員変更
昭和51年4月1日	児童教育学科（150名→240名）美術科（40名→80名）英文学科（40名→100名）入学定員変更
昭和61年4月1日	期間を付した入学定員の変更（臨時的定員増） 家政専攻（40名→80名）食物栄養専攻（80名→120名）英文学科（100名→200名）
昭和62年4月1日	美術科入学定員変更（80名→120名）。英文学科を英語英文学科に改称
平成元年4月1日	家政学科服飾デザイン専攻（40名→80名）入学定員変更
平成5年4月1日	家政学科家政専攻を生活科学専攻に改称
平成11年3月31日	専攻科（美術専攻）一年制を廃止
平成11年4月1日	学位授与機構認定の専攻科（美術専攻）二年制を設置
平成12年4月1日	期間を付した入学定員の延長および変更。生活科学専攻、食物栄養専攻とも各40名の臨時的定員を平成17年3月まで延長。英語英文学科の臨時的定員を10名に変更し平成17年3月まで延長（入学定員110名）。全学科の入学定員840名を750名に変更 教職課程の再課程認可（幼稚園・小学校・中学校の各教職課程）
平成13年4月1日	家政学科生活科学専攻の期間を付した入学定員（臨時的定員増40名）を廃止し、恒常的入学定員化（入学定員80名） 美術科を美術・デザイン学科に改称 専攻科（美術専攻）を専攻科（美術・デザイン専攻）に改称
平成14年4月1日	人間コミュニケーション学科、家政学科ウエルネス専攻、家政学科、ファッション専攻を設置。専攻科（保育専攻）を設置 保育士養成課程（三年制）の認可
平成15年9月30日	英語英文学科、家政学科服飾デザイン専攻を廃止
平成16年3月31日	家政学科生活科学専攻を廃止
平成16年4月1日	家政学科食物栄養専攻の期間を付した入学定員（臨時的定員40名）を廃止し、恒常的入学定員化（入学定員120名）
平成17年4月1日	家政学科ウエルネス専攻を健康科学専攻に改称
平成18年4月1日	専攻科（保育専攻）入学定員変更（40名→100名）栄養教諭課程の認可
平成19年4月1日	家政学科ファッション専攻（80名→60名）美術・デザイン学科（120名→80名）入学定員変更
平成20年9月30日	人間コミュニケーション学科を廃止
平成21年4月1日	家政学科ファッション専攻（60名→40名）家政学科食物栄養専攻（120名→100名）児童教育学科（240名→130名）美術・デザイン学科（80名→50名）入学定員変更。全学科の入学定員500名を320名に変更

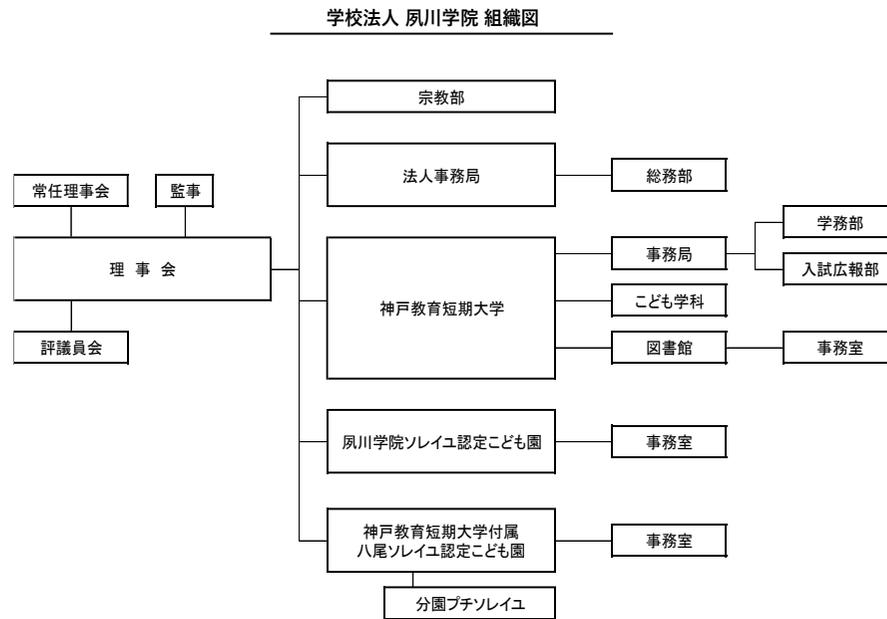
平成23年4月1日	児童教育学科入学定員の変更（130名→100名）
平成24年3月31日	家政学科ファッション専攻、食物栄養専攻、専攻科（美術・デザイン専攻）を廃止
平成24年9月30日	美術・デザイン学科を廃止
平成25年3月31日	専攻科（保育専攻）を廃止
平成25年4月1日	夙川学院短期大学を神戸ポートアイランドキャンパスに移転、男女共学化
平成27年4月1日	児童教育学科入学定員の変更（100名→170名）
平成31年4月1日	夙川学院短期大学を神戸教育短期大学に改称。児童教育学科の入学定員の変更（170名→130名）、長田キャンパスに移転
令和2年4月1日	児童教育学科をこども学科に改称
令和5年3月31日	児童教育学科を廃止

学校法人の概要

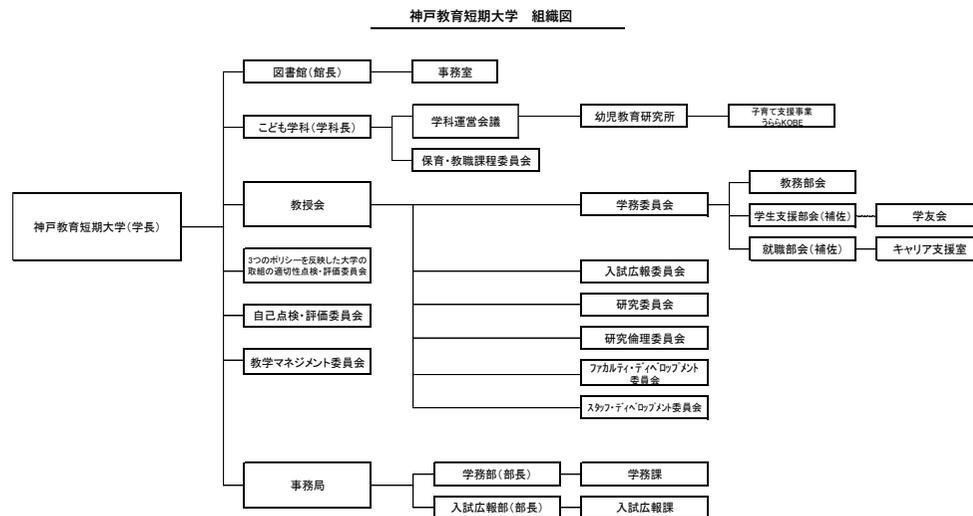
- ・学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- ・令和7（2025）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
神戸教育短期大学 こども学科	神戸市長田区西山町2-3-3	130	260	370
夙川学院ソレイユ 認定こども園	西宮市神園町2-20	99	99	115
神戸教育短期大学付属 八尾ソレイユ認定こども園 分園プチソレイユ	大阪府八尾市堤町1-7-12	145 (うち分園20)	145 (うち分園20)	144 (うち分園20)

■ 学校法人 夙川学院 組織図



■ 神戸教育短期大学 組織図



4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

（神戸市 人口統計 毎月推計人口より／西宮市 人口・面積 推計人口・面積より／明石市 統計情報（人口と統計）推計人口より／姫路市 人口統計 毎月の推計人口より／大阪市 推計人口 推計人口（毎月1日現在）・人口異動より）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
神戸市	1,522,273	1,525,974	1,524,104	1,515,014	1,508,208	1,497,802
人口増減率 (%)	▲0.29	0.02	▲0.12	▲0.60	▲0.45	▲0.69
西宮市	487,412	484,204	485,537	484,727	484,130	482,151
人口増減率 (%)	▲0.17	▲0.66	0.28	▲0.17	▲0.12	▲0.41
明石市	299,333	303,835	299,333	304,119	304,674	306,505
人口増減率 (%)	0.27	1.05	▲1.48	1.01	1.0	0.60
姫路市	530,099	528,244	530,042	526,792	524,374	519,096
人口増減率 (%)	▲0.21	▲0.35	▲0.34	▲0.61	▲0.46	▲1.01
大阪市	2,743,735	2,753,476	2,754,893	2,744,847	2,757,289	2,795,470
人口増減率 (%)	0.6	0.03	0.05	▲0.36	1.0	1.38

※各年度1月1日現在

■兵庫県（15～19歳）高校生に該当する人口の推移

（総務省自治行政局 住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数、令和元（2019）年度は兵庫県 推計人口・面積 地域別人口関連時系列データより）

	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4年 (2022)年	令和5年 (2023)年	令和6年 (2024)年
15～19歳	262,000	266,499	258,721	254,387	251,881	249,527
前年比 (人)	▲8,351	4,499	▲7,778	▲4,334	▲2,506	▲2,354

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)										
北海道 東北	2	1.3	0	0	1	0.5	0	0	0	0	1	0.7
関東 東海	2	1.3	0	0	3	1.6	0	0	0	0	0	0
中部 北陸	0	0	0	0	1	0.5	0	0	0	0	1	0.7
京都 滋賀	1	0.6	4	0.3	0	0	4	3	2	1.4	1	0.7
奈良 和歌山	3	1.9	2	1.5	1	0.5	3	2.2	1	0.7	1	0.7
大阪	10	6.5	9	6.9	6	3.2	6	4.5	4	2.7	5	3.7
兵庫	126	81.3	107	82.3	162	86.6	113	84.3	125	84.5	110	80.9
中国 四国	7	4.5	7	5.3	11	5.9	8	6	14	9.5	14	10.3
九州 沖縄	3	1.9	1	0.7	2	1.1	0	0	2	1.4	2	1.5
その他	1	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	155	100	130	100	187	100	134	100	148	100	136	100

■短期大学所在の市区町村の全体図





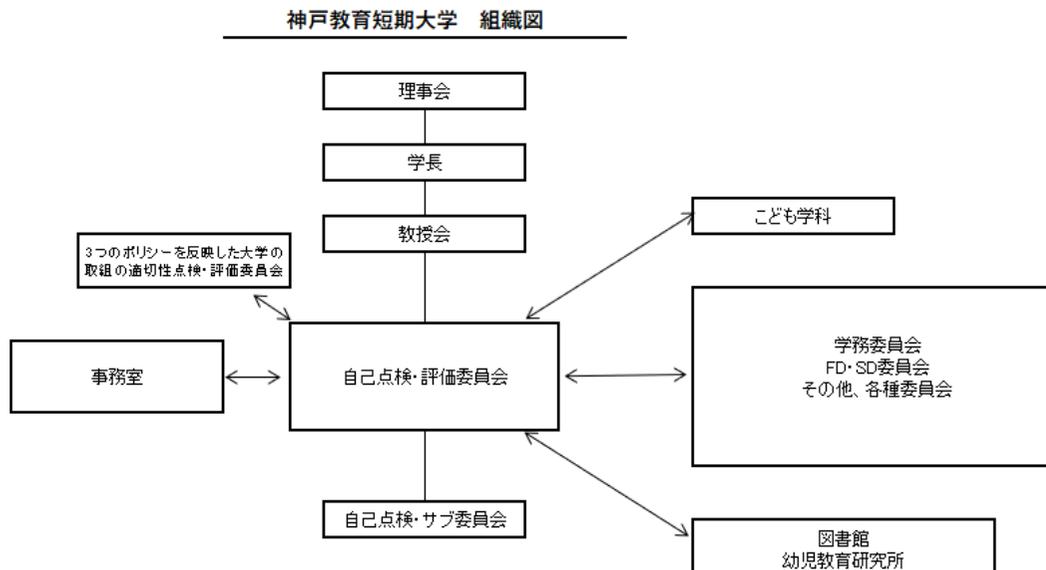
自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

	氏名	役職
委員長	◎井本英子	ALO、学務センター長（教務担当兼務）、学科長
委員	◎三木麻子	学長、図書館長
委員	◎川谷和子	学務センター長補佐（就職担当）
委員	◎弘田みな子	学務センター長補佐（学生支援担当）
委員	◎川戸良子	幼児教育研究所（子育て支援事業）所長
委員	生駒英法	FD・SD委員長
委員	植田瑞穂	研究委員長
委員	上田星	保育・教職課程委員長
委員	◎富家晴子	法人事務室長、短大事務室長
事務担当	◎長谷川久美子	短大事務室職員

◎がついている者は、自己点検・評価委員会から構成された編纂および校正を担当する委員である。

■ 自己点検・評価の組織図



■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年月	活動部署等	活動内容
2025. 2. 8	自己点検・評価委員会	各部会・委員会へ活動報告書(2024年度)の作成依頼
2025. 6. 4	自己点検・評価委員会	2024年度の活動報告書について審議
2025. 6. 17	自己点検・評価委員会	2024年度 活動報告書の完成
2025. 6. 17~7. 17	自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告シートのフォーマット作成
2025. 7. 18	自己点検・評価委員会	自己点検・評価委員会（担当者、構成員）へ2024年度自己点検・評価報告シートの作成依頼
2025. 10. 28	自己点検・評価委員会	2024年度自己点検・評価報告シート取りまとめ

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A建学の精神〕

基準Ⅰ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。	1	建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。	<p>「建学の精神」について創設当時の参観すべき文章はなかったものの、創始者の精神は裁縫による創造活動が人間性をも涵養することを察知し、厳しい点検を行い完全な作品を製作するよう指導することでそれを伝えてきた。夙川学院の創始者である増谷かめを「婦徳の高い、堅実な家庭婦人の養成」とした背景は、学院長樋口進の論文に詳しい(※)。また、キリスト教的人道教育を優良な人材育成の手段と捉えた精神を活かして、現在の「イエス・キリストの教えを根本として人徳を育てる」という寄附行為の一条が生まれた。このように、人間性の価値を重んじる考えが本学の「愛と誠実・清新な学識」という教育理念となって残されている。</p> <p>これまで本学院は学院全体の教育目的が不明確であったが、この根本的課題を克服し、本学院が生まれ変わるために、平成27年3月27日開催の理事会は、寄附行為の変更を行い、第3条(目的)を以下のようにした。</p> <p>「この法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、イエス・キリストの教えを教育の根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。」</p> <p>すなわち、従来のキリスト教的人道主義から「イエス・キリストの教えを教育の根本」とすることでより明確に教育の目的を規定するとともに、創始者の思いを継ぎ、「徳の高い人を育てることを目的とする」とこととしたのである。平成27(2015)年6月には、「一般社団法人キリスト教学校教育同盟」に加盟し、本学院のキリスト教教育にもとづく教育を内外ともに宣言することとなった。</p> <p>短期大学の教育理念については、明治初頭から女子教育を一貫して進めてきた夙川学院の伝統をふまえて、昭和40(1965)年に本学が開学したときに「高等学校を卒業後、さらに高度な、また実際の教養・知識・技能を身につけ、家庭と社会で有為な活動をする学生を育成すること」を目的とした。本学では、この目的をさらに明確にするため、創立の経緯に詳しい増谷から教授から聴取してあった創始者の考えを基礎として、専門委員の検討、教授会での審議を経て、昭和55(1980)年に「教育の理念」として次の3項目を設定した。「愛と誠実」「清新な学識」「清楚にして優雅」がそれである。その後、平成6(1994)年にこの理念の見直しを行った際に、社会から望まれる頼もしい女性の育成という観点から、第三項の「清楚にして優雅」を削除することとなり、平成6(1994)年9月の教授会の議を経て、「愛と誠実」「清新な学識」の2項目を理念とすることにした。</p> <p>また、本学は、平成25(2013)年4月の西宮市から神戸市(ポートアイランド)へのキャンパス移転を機に、「児童教育学科(現:こども学科)」のみを設置する単科の短期大学として保育者・教育者養成に邁進し、社会に貢献する精神を堅持することを確認している。令和元(2019)年度の長田キャンパスへの移転後は、さらに幼児教育・保育者養成を主眼とし、本法人が設置する付属幼稚園・認定こども園とともに、各設置校の教育目標の実現に協働していくこととなった。新しい社会に求められる保育者養成を掲げ、カリキュラムを改編している。長田キャンパス移転時に学校名を「神戸教育短期大学」と改名し、さらに、令和2(2020)年度からは、学科名を「こども学科」と改称することで、その目的をより明確に示している。また、令和3(2021)年、付属幼稚園が幼保連携型認定こども園となり、本学と付属園2園が「乳幼児の保育・教育」と保育者の養成という同一の目標を持つこととなった。本学では、これまでの取り組みを踏まえつつ、社会が求める専門性の高い保育者・教育者の養成を目指し、21世紀にふさわしい本学独自の取り組みを検討していく努力を続けている。</p>	<p>本学が元来大切にしてきた、人間性を重んじ、学生一人一人に手厚い人徳教育を施す教育の在り方を教員は常に念頭に置く必要がある。また、本学の教育理念である「愛と誠実」「清新な学識」が学生にとって必要な理念であるばかりでなく、とくに保育・教育の場に立ち、人と関わることを生業とする人間にとって自らの覚悟を問われるキーワードとなることの自覚を促すために、「初年次教育」などの時間を活用して、本学の沿革やキリスト教教育への理解を深め続けることが必須となる。</p> <p>「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」について、今後は、更に各教員が授業の中でも定着させていくことが必要である。</p>	<p>※「夙川学院の教育理念について」(夙川学院短期大学 教育実践研究紀要 第12号) https://www.shukugawa-c.ac.jp/college/research/bulletin/educationpractice_no12/</p>
	2	建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。	<p>創設時、明確でなかった建学の精神は、教育理念や基本方針の中を受け継がれ、整えられてきた。このような歴史の中で、公共性を培ってきたところである。</p> <p>先述の本院寄附行為、第3条(目的)、</p> <p>「この法人は、教育基本法、学校教育法、私立学校法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、イエス・キリストの教えを教育の根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。」と併せ、それは、本学原則にも、建学の精神に則って「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、こども学に関する実際の専門的学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と第1条(目的)に示している。</p>		
	3	建学の精神を学内外に表明している。	<p>建学の精神は、学校法人夙川学院ホームページに「建学の精神と教育理念」のページを設け、『「建学の精神」婦徳の高い、堅実な家庭婦人の育成、「教育理念」イエス・キリストの教えを根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。』と示している。</p>		<p>http://www.shukugawaguin.net/philosophy/</p>
	4	建学の精神を学内において共有している。	<p>建学の精神を基盤とし整えられた、教育理念と教育方針は、「教育理念並びに方針に関する規程」に定め、共有している。そこに、「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立心の涵養につながる教育」と定めた教育方針を実現するための3つのポリシーを掲げた。3つのポリシーは、情意的領域(関心・意欲・態度)、認知的領域(知識・理解・思考・判断)、技能・活動的領域(技能・表現)の3領域に渡って、幼児の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人材の育成を目指す課程をアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに分けて示したものである。</p> <p>教育理念と教育方針は、学内外に表明している。学内では、学科運営会議等において、教員相互で確認し共有化を図るとともに、教務説明会などの際に、学長が非常勤教員への周知を図っている。また、学生にはオリエンテーションや各授業、実習指導などを通じて周知徹底している。学外へは、大学案内や本学ホームページを通じて公表している。</p>		
	5	建学の精神を定期的に確認している。	<p>創始者の伝える建学の精神を念頭に置きつつ、それを受け継ぐ教育理念のもとに、「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立心の涵養につながる教育」を実現する3つのポリシーは、それを点検する学術マネジメント委員会及び3つのポリシー点検・評価委員会とそれらの規定を定め、それぞれに年1回以上の点検の機会を設けている。</p>		

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A建学の精神〕

基準Ⅰ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	1	地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業については実施できていない。リカレント教育として、国及び兵庫県が実施する保育士養成に係る職業訓練を実施している。（後述）	地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業について実行可能なものがあるのか模索する。	なし
	2	地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。	<p>地域・社会に向けての事業展開として、本学では平成21（2009）年より継続して地域・社会の子育て支援に取り組んでいる。</p> <p>少子化が進み、地域の人々の結びつきが希薄になった現代社会においては、昔から受け継がれてきた子育てにおける様々な知恵や工夫の伝承が難しくなりつつある。教育機関としての大学はこれらの状況を前提に、先進的かつ安定した視点を発信する「人を育てる場」となる必要があり、そのような大学が地域の人々に貢献や援助を行う重要性が増している和本学は考えている。</p> <p>特に、子育て支援は家庭支援であり「社会」を育てることにつながるものである。そのため、地域に根ざした大学における子育て支援の持つ意義は大きく、本学の子育て支援広場は新しい親子の育ちを考える「地域の居場所」の役割を目指し開設したものである。</p> <p>平成21（2009）年10月から、西宮市の要請により、「西宮市地域子育て支援センター事業」の一環として学内に「子育て支援ルーム しゅくたん広場」を開設した。平成28（2016）年には、場所を付属幼稚園内に移設し、保育室の1室にて開室することとなり異世代交流も深まったが、付属幼稚園は、令和3（2021）年4月1日より夙川学院ソレイユ認定こども園として園舎を一新することとなり、それに伴い、しゅくたん広場は令和3（2021）年3月26日を以て閉室した。</p> <p>また、平成27（2015）年10月には神戸市の要請を受け、「神戸市地域子育て支援センター事業」の一環としてより地域に根ざした環境で「子育て広場 ぽかぽぼモトロク」、さらに平成28（2016）年10月には同様に「子育て広場 のびのびにーの」を開設した。その後「子育て広場 ぽかぽぼモトロク」は平成30（2018）年他学に引き継ぎ、「子育て広場 のびのびにーの」は、施設的环境整備に問題が浮上したため、令和元（2019）年6月末に閉室となった。</p> <p>一方、令和元（2019）年11月に本学キャンパス内に「子育て広場 うららKOBÉ」を開設した。学生の応募の中から、名称やキャラクター、ロゴマークを選定し、開室準備にも学生が携わってスタートした。</p> <p>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施を事業内容として、通常、週に3日間（月、水、金、10：00～16：00）の開室として、学内に子育て世代の親子やその家族が、気軽にゆったりと過ごすことができる交流の場を提供している。来室する利用者は、絵本など、子どもに関する蔵書が豊富な本学の図書館を利用することができ活用されている。</p> <p>保育士が常駐し、学内立地という特色を活かして、本学学生をアルバイト・ボランティアスタッフとして日常的に受け入れることで学生の実践的な学びの場ともなっている。地域連携や社会貢献等の一環として行うボランティア活動を奨励し、学生にとって貴重な社会的活動の経験を更に推奨・支援するためにその活動を認証する制度を導入し本学の規程に組込んだ。また、開設場所がキャンパス内であるため、利用者親子に学生が声かけするなどの交流も生まれている。</p> <p>利用者数等の推移は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、令和2（2020）年度は、4月から緊急事態宣言解除後の6月4日まで閉室したが、その後は神戸市の方針に従い、感染予防対策を徹底しながら開室し、下表のとおり、毎年度多くの親子が利用している。週3日の開室ではあるが、地域・社会のニーズに対応した活動として大きく貢献している（別表）。</p>	<p>地域・社会への貢献については、「子育て広場 うららKOBÉ」の更なる充実が課題となる。来室する利用者が減少傾向にある。プログラムの実施内容や遊びの環境整備をし、現在週3日の開室であるが、週5日の開室を視野に入れて運営を進める必要がある。また、学外での地域支援も求められている。地域の子育て支援機関との連携を図りながら進めていく必要がある。</p>	
			<p>「社会が求める専門性の高い保育者・教育者の養成」が人材養成の目標であり、使命でもあると考えている本学は、教育機関や国及び兵庫県が実施する職業訓練の機関とも連携しながら地域・社会の要請に答えている。</p> <p>教育機関（高等学校）との連携として、夙川キャンパスの時から継続して兵庫県立西宮甲山高等学校と高大連携講座を実施している。教育に対する理解を深め意欲を育てるという目標の下に開講されている当該高等学校の授業「教育基礎」の中で、保育関連の内容の授業を担当している。令和6（2024）年度は年間4回、4名の教員が担当し、教育総合類型の第2学年の16名の生徒が受講した。</p> <p>また本学は、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図ることを目的として、県内の様々な高等学校と高大連携協定を締結している。将来、保育士や幼稚園教諭を目指す高校生に対して、広く本学の学びに触れる機会を設け、保育・幼児教育の学びの軟びを知り、入学意欲を向上する場として位置付けており、本学の教員が当該高等学校に出向いて授業を行う場合や、本学キャンパスで授業を行う場合がある。入学が決まった協定校在籍の生徒の中で希望者に対しては、科目等履修生としての単位取得を認定している。当該授業の受講生が本学に入学した場合は、当該授業科目の単位を本学単位として認定している。現在12校と高大連携協定を締結している。</p> <p>また、国及び兵庫県が実施する職業訓練との連携として、本学は平成30（2018）年度より、兵庫県立神戸高等技術専門学院の学外委託訓練先（「保育士養成コース（2年課程）」）として保育士養成に係る職業訓練を実施し、地域・社会の要請に積極的に取り組んでいる。卒業生の中からは、公立の保育所への就職につなげた学生や他の学生の模範となるような修学意欲の高い優秀な学生を輩出している。令和6（2024）年度は4名の職業訓練生を受け入れている。これまで、別表の実績の通り保育士養成を目的とした職業訓練を通じて離職者の早期再就職というニーズに積極的に応えている。</p>	<p>教育連携としては、引き続き広く保育志望者を育成し、専門性の高い保育者・教育者の養成に繋がるように、今後も高大連携の協定校を増やして裾野を広げ、一方で、職業委託訓練生の入学者の確保に努めていく必要がある。</p>	なし

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準 I -A建学の精神〕

基準 I

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	3	教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。	<p>学生によるボランティア活動を支援する取り組みとして、2024年より本学独自の「ボランティア認証制度」を設け、学生のボランティア参加への意欲の醸成に務めている。認証は学内・学外のボランティア参加回数によりそれぞれブロンズ級・シルバー級・ゴールド級を設定しており、ボランティア参加へのきっかけ作りとして機能している。</p> <p>令和6（2024）年度の学外ボランティア活動では、4月より大学近隣の子ども食堂のサポート活動に毎月参加している。8月には「新長田子育てひろばきらきら」において、防災あそびの保育ボランティアに14名の学生が参加した他、大学近隣の地藏盆における子どもとの遊びサポートボランティアに3名が参加した。10月には「輝け！集まれ！ながたっ子祭」のボランティアスタッフとして7名が参加し、1月にはルミナリエでの震災イベントのボランティアに5名、小学校・保育施設および福祉施設等でのボランティアにも計6名が参加した。令和6（2024）年度の学内ボランティア活動では、11月に本学主催の地域の親子向け防災イベントにて、14名の学生がボランティア活動をおこなった他、12名が大学祭にて子ども向け防災あそびのボランティアに参加した。12月には本学主催の親子向けクリスマス会にて11名の学生がボランティア活動をおこなった。2024年度全体での学内外ボランティア活動への参加延べ人数は87名であった（別表）。</p>	<p>学外でのボランティア情報を集約し、学生への周知を推進したことにより学外ボランティアへの参加学生数は増加しているが、学内ボランティアに関しては学内イベント等の開催有無に左右される部分があるため、「子育て広場 うららKOBÉ」でのボランティア活動等、安定的に学内でのボランティア活動が行えるための環境の拡充と情報の周知にさらに努めたい。</p>	

<「子育て広場 うらら KOBE」の利用実績>

※の（ ）内は延べ数

年度	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
利用者人数(※)	250 (250)	845 (595)	1,237 (2,082)	2,475 (4,557)	2,079 (6,366)	1,933 (8,299)
登録家族数(※)	24 (24)	14 (38)	37 (75)	67 (142)	47 (189)	27 (216)
学生ボランティア	3	2	0	0	2	1
学生アルバイト	17	13	16	10	11	8

<委託訓練生の受入れ実績>

年 度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
委託訓練生 (受入者数)	4	6	10	10	10	6	4

<ボランティア活動>

学外 活動時期	名称	場所 (地域)	内容	参加人数 (学生)
2024年4月 から2025年3月	①錦ヶ浦キッチン ②あじどころ はるこども食堂	①錦ヶ浦小学校 ②あじどころはる (長田商店街)	こども食堂サポート	15名
8月	新長田こそだてひろばキラキラ	長田市庁舎	幼児向け防災あそび	14名
8月	善導寺 地藏盆	長田区 善導寺	地藏盆運営のお手伝い	3名
10月	輝け！集まれ！ ながたっ子祭	長田区役所	防災紙芝居等のブース運営とステージでの防災クイズ実施	7名
1月	ルミナリエ募金ボランティア	東遊園地	「第30回神戸ルミナリエ」会場における募金活動	5名
1月	保育園 福祉施設 小学校ボランティア	①あい保育園 ②聖ニコラス天使園 ③みらいおもいけ園 ④いかり共同作業所 ⑤神戸市立蓮池小学校	保育ボランティア 施設イベントボランティア 学習支援ボランティア	6名

学内 活動日	名称	場所 (地域)	内容	参加人数 (学生)
11月	たのしく！親子防災	本学	地域の親子向け防災イベントボランティア	14名
11月	防災チャレンジパーク (大学祭)	本学	体験型防災学習ブースボランティア	12名
12月	神戸教育短期大学 クリスマス会	本学	遊びブースやクリスマス関連遊び、演奏会、楽器体験、合奏、クリスマス学内装飾	11名

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

（テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程）

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅱ-A-1 学科・専攻 課程ごとの 卒業認定・ 学位授与の 方針（ディ プロマ・ポ リシー）を 明確に示し ている。	1	卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。	卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、本学の「教育理念」に基づいて、「こども学科は、次の3領域にわたり幼児の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大学士（こども学）を授与する3領域における到達目標は以下のとおりである。 <情意的領域（関心・意欲・態度）> 1. 愛と誠実さをもって、人間を尊重し、行動することができる。 2. 保育者・教育者として、自分の役割を自覚し、子どもの最善の利益を追求することができる。 <認知的領域（知識・理解・思考・判断）> 3. 保育者・教育者として、幅広い教養を身につけている。 4. 自ら設定した課題について、保育学・教育学・心理学・社会学などの研究方法を用いて考察することができる。 <技能・活動的領域（技能・表現）> 5. 子どもの感性や個性を大切に育てるための保育に関する（音楽・造形・体育など）の実践力を身につけている。 6. 子ども学ゼミや実習指導によって習得した技能を保育・教育の現場に用いることができる。」と定めている。 また、これは、学科の方針を含め本学ホームページや学生募集要項、学生手帳で表明している。 なお、学位授与の基本方針の「学則上の根拠」は、学則第32条及び同条第2項であり、学則第32条に「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」、同条第2項に「卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する」と定めている。	学位授与の方針の明確化の課題として、資格・免許状の厳格な授与、学外実習の適正な実施およびその評価の活用、学生個々の学習成果の達成と、その把握の強化、カリキュラム・マップ等に関する定期的な見直しが行われる。ディプロマ・ポリシーに基づいた学生個々の学習成果の達成とその把握の強化は継続的な課題である。 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有しているが、統計処理して可視化された集計結果を分析して、指導体制やカリキュラムを改善、改革していくことに活用できるようにすることが課題となる。	
	2	卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	本学ではこれまで短期大学全体の教育方針として「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」を目指し、「進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う」こと、また、「社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した人材を養成する」ことを掲げてきた。 この方針は、単科の短期大学となった今も普遍的なものと考えられる。その教育指針をより具体的に明確化したディプロマ・ポリシーは、保育士・幼稚園教諭という保育の専門職の養成に必要な専門の技能を深く習得し、保育の専門職としての職業に必要な能力と社会貢献できる力を獲得することを学位授与の要件として定めており、社会的にも国際的にも通用するものである。シラバスにはディプロマ・ポリシーと各科目の関連性を明記しており、各科目の学習成果としての単位取得がディプロマ・ポリシーの獲得につながるようになっている。ディプロマ・ポリシーは、再検討を重ね改定しており、それぞれの科目の学習成果に対応している。		
	3	卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。	本学の卒業には、本学に2年以上在学し、こども学科で定められた卒業に必要な単位の修得が必要である。卒業要件は下表のとおりである（規程集：106.GPA制度の取扱いに関する規程）。（別表） 成績評価の基準は、短期大学設置基準に則って定めており、学則に明記している。全学的に統一した基準で行い、国際的に通用する基準を用いる観点からGPA制度を導入している。 本学の成績評価の基準及びグレードポイントは下記のとおりである。 <成績評価の基準及びグレードポイント> 保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の資格を取得するには、卒業要件の単位を充足して取得した上で、それぞれの資格・免許に関わる専門教育科目の単位を取得することが要件になる。（別表）		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅱ-A-2 学科・専攻 課程ごとの 教育課程編 成・実施の 方針（カリ キュラム・ ポリシー） を明確に示 している。	1	教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。	こども学科は、これまでから「教育理念」に示した「愛と誠実」・「清新な学識」と、「教育方針」に示した「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」を目指し、「進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う」こと、また「社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した人間を育成する」ことを教育方針として掲げてきた。本学のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、この教育方針に基づいてこども学科に必要な3領域を定め、「こども学科は、次の3領域にわたり幼児の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大士（こども学）を授与する」とした。		
	2	教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。 ①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。 ④成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。 ⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。 ⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導をむ）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。	教育課程の編成については、短期大学設置基準にのっとり、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を実現するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に従って授業科目を編成している。教養教育科目、初年次教育科目、キャリア教育科目、専門教育科目に分類された科目は、講義、演習、実習の形態で設置している。保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得するための教育実習や保育実習の実施時期も考慮しながら、開講時期を科目ごとに検討し、各科目と学習成果との関連や教育課程全体と学習成果の獲得との関係を重視して体系的に科目を配置している。 カリキュラムは、学習成果と対応して、短期大士の学位とともに、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得することができるようになっており、保育者に必要な基本的資質を確保するよう編成している。資格・免許の取得に必要な科目は多岐にわたり単位数も多いので、基礎的なものから応用的なものへと学習を段階的に積み上げていくように各科目を配置し、学生は計画的に履修している。 また、令和5（2023）年度において、単位の実質化を図るために、「CAP制」を導入することとし、「学則」及び「履修規程」の改正作業を進め、令和6（2024）年度より施行している。1年間に履修できる受講登録単位数の上限は50単位と定めた。ただし、再履修科目、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許取得に関わる科目は、受講登録上限単位数には含めず、直前の学期のGPAが、2.5以上3.0未満の場合は2単位まで、GPAが3.0以上の場合は6単位まで上限を超えて受講登録することができることとした。 成績評価の基準は、短期大学設置基準に則って定めており、学則に明記している。成績評価は、教育の質の保証という視点で捉え、各科目の特性に応じて、筆記試験やレポート試験、作品・実技試験を適宜組み合わせを行い、厳正かつ公平に実施している。令和5（2023）年度からは、半期15回の授業をした上で定期試験期間を確保している。学生は、定期試験期間中に筆記試験、或いはレポート試験、作品・実技試験を受験している。成績評価の基準は、全学的に統一して、SABCEF評価としている。教員には、採点、評価点を数値的に測定することを求めている。100点満点で算出した結果、100点～90点がS評価、89点～80点がA評価、79点～70点がB評価、69点～60点がC評価で、60点以上を単位認定としている。59点～0点がE評価で不合格となるが、59点～30点の場合はD評価になり、再試験を受験することができる。再試験で60点以上の場合C評価となり単位が認定される。なお、規定の出席回数に満たない場合は、F評価となり単位不認定となる。 成績評価に国際的に通用する基準を用いる観点からGPA制度を導入している。主に、卒業時の成績優秀者の表彰の選考や、各種奨学生の選考、奨学金継続審査の基準とするほか、GPAが0.5に満たない学生には退学勧告をする場合があることを、学生手帳に記載し周知をさせている。令和5（2023）年度には「GPA制度の取扱いに関する規程」を整え、「成績評価の平準化への指針」も制定した。GPA制度を更に有効に運用して学生に適切な修学指導に資することを明確にしている。 成績と出席簿（履修者名簿）はともに学期末に事務室が集約し保管している。 シラバスには必須項目として、当該授業科目のディプロマ・ポリシーとの関連を表示し、授業形態、単位数、授業のテーマ、授業の概要、到達目標、全体の授業計画・内容、担当教員、事前学習課題と必要時間数、事後学習課題と必要時間数、学習のあり方、成績評価の方法・基準、課題（試験・レポート等）に対するフィードバックの方法、テキスト、参考文献、教員の実務経験の有無を明示している。成績評価の方法・基準では、成績評価の種類（定期試験、授業内での評価、事前事後学習等）とそれぞれの種類ごとの評価割合と評価方法、到達目標との関連を明記するようにしている。 非常勤教員を含めた全教員がシラバス作成要領に基づいて作成し、令和3（2021）年度からは全シラバスについてシラバスチェックを実施している。シラバスチェックシートに基づき、1科目のシラバスについて、担当教員以外の教員が複数で客観的な視点での点検を行っている。 本学は、通信による授業を行う学科・専攻課程は設置していない。		
	3	教育課程の見直しを定期的に行っている。	教育課程の見直しについては、教学マネジメント委員会が主体となって、法令改正や教育の質の一層の向上を目指して、学生の実態に即した形で随時審議を行っている。令和6（2024）年度についても学習成果を鑑み、新規科目を設置した。実習関連の科目の充実を図るため、実習時期の改定と、それに伴う実習指導の充実のために「実習基礎」「実習応用」として全種の実習についての教育内容の拡充を図るものである。「実習基礎」は令和7（2025）年度、「実習応用」は令和8（2026）年度から実施する。また、専門教育科目に「キャリアサポートA」・「キャリアサポートB」、「キッズダンス（HipHop）B」を追加科目として実施している。		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。	1	教養教育の内容と実施体制が確立している。	教養教育については、「クリエイティブ教養」、「スキルアップ」、「外国語」、「スポーツ」の科目群を設定し、10単位以上の修得を必須としている。また幅広い教養教育のため、放送大学と単位互換協定を結んでいる。「放送大学科目」を修得した場合、本学の教養教育科目の単位として認定している。		
	2	教養教育と専門教育との関連が明確である。	教養教育科目は、専門教育科目を学ぶ上での基礎力を養うとともに、さまざまな実貌をとげる現代社会にあって、幅広い視野を持って考え、生涯にわたって、よりよく生きるために必要な知識と能力を養うことを目標に開講しているが、特に、保育者の養成機関であることを鑑み、教養科目群の学びも、教授内容は保育教育に直結することを重視している。例えば「体育理論」は「こどもと体育」へつながっていくなど教養教育科目での学びと専門教育科目の学びが有機的に関連している。		
	3	教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	教養教育科目の効果の測定・評価、改善に関しては、専門教育科目等の学習効果のそれらに準じている。		
基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	1	学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	<p>本学では、「保育士資格」「幼稚園教諭二種免許状」の取得を主眼としているが、卒業要件にはしていない。しかし、保育所や幼稚園からの移行が進んでいる認定こども園への就業に対応するために、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の同時取得を奨励しており、これを前提としたカリキュラム編成と運営を行っている。保育者養成校における職業教育の基礎的な知識や技能は、カリキュラムの中で修得するので、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得のための実習参加条件には、それぞれ修得単位数の規定がされている(表)。</p> <p>保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得のための実習については、現場経験豊富な実務家教員が担当して実習指導に注力している。実習事前指導を充実させる意味でも、付属園と連携し1年生の秋に全員が付属園見学実習に参加している。</p> <p>組織的、効果的な実習指導を行っていくため、平成28(2016)年度6月より「保育・教職課程委員会」を設置した。令和6(2024)年度の委員は実習担当教員5名、実習事務担当職員1名の計6名からなる。これにより、実習前・実習中・実習後を通して学習支援、保育・幼稚園・施設の名実習担当者の情報交換および共有が円滑に行われている。</p> <p>保育実習については、「保育実習ⅠA」と「保育実習ⅠB」が必修である。そして、「保育実習Ⅱ」と「保育実習Ⅲ」が選択必修となっている。これらの学外実習の科目に対応する科目として、「保育実習指導ⅠA」・「保育実習指導ⅠB」・「保育実習指導Ⅱ」・「保育実習指導Ⅲ」がある。「保育実習指導」や「教育実習事前・事後指導」では、指導案作成や模擬保育の時間を確保している。</p> <p>教育実習の学外実習の科目に対応する科目として、「教育実習事前・事後指導(幼)」がある。「教育実習事前・事後指導」では、実習のための事前・事後の指導を学生の学力や進度に応じた個別対応によって、きめ細かく行っている。</p> <p>また、実習は付属園とも連携を図り、教育実習の参加要件として付属園での見学実習を義務づけている。</p> <p>令和6(2024)年度の実習参加人数は、次の通りである。「保育実習ⅠA」(143人)・「保育実習ⅠB」(144人)・「保育実習Ⅱ」(92人)・「保育実習Ⅲ」(17人)である。「教育実習(幼)」については、124人である。</p> <p>カリキュラムには、キャリア教育科目として、将来の職業観に対するキャリア形成をテーマにキャリアコンサルタントと社会保険労務士による「キャリアスタディ」の授業を配置している。また、「初年次教育」においても、保育職についての教授内容が含まれる担当教員と連携して学生の就職に役立つ指導を行っている(提出・1)。専門教育科目の中には、社会福祉主事任用資格、こども音楽療育士、ピアヘルパー、認定絵本士、認定ベビーシッター、幼児教育・保育英語検定の各資格の取得と関連する授業が配置され、学生のキャリア形成に繋がる体制をとっている。また、公務員就職を希望する学生へのサポートも充実を図り、「キャリアサポートA」「キャリアサポートB」の科目を新規追加した。</p>		
	2	職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	職業教育の効果の測定・評価は、履修カルテ、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得率、専門領域への就職率・進学率で行っている。保育職を希望する学生の就職率は100%を継続しており、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく職業教育の実施体制が有効であるといえる。職業教育をさらに改善するために、令和5(2023)年度より卒業生対象就職状況調査と就職先事業所等対象就業状況調査を実施し、結果を分析してカリキュラム編成に活用している。		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅱ-A-5 学科・専攻 課程ごとの 入学受入れの方針 (アドミ ッション・ポ リシー)を 明確に示 している。	1	入学受入れの方針は学習成果に対応している。	ディプロマ・ポリシーを実現する為に令和2(2020)年度からの「アドミッション・ポリシー(入学受入の方針)」は、次の通り定めている。 こども学科は、「心・体・知・技」のバランスのとれた心豊かな思いやりのある保育者・教育者の育成を目指し、専門的な知識、実践的な能力および情操を身につけようと積極的に取り組む姿勢、熱意をもち、社会に貢献する意欲のある人を求めている。 1. 保育、教育に興味・関心があり、自ら積極的に子どもと関わろうとする熱意がある人。 2. 専門的な知識を身につけるために必要な基礎的能力を備えている人。 3. 保育、教育に関する専門的知識・技能を身につける意欲がある人。 (1) 子ども学ゼミや実習指導などの授業において得意分野を伸ばし、より専門的な知識・技能を修めることに関心がある人。 (2) 保育に関する技能(音楽・造形・体育など)をのばす授業において実践力を身につける意欲がある人。 ここで、本学の学習成果をもたらすに学習内容に適する指向のある人、意欲・関心のある人を求めることで、高校卒業程度の学習成果に対応している。		
	2	学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。	大学案内、学生募集要項、本学ホームページ、オープンキャンパスでの説明などを通じて、受験生に対して明確に示している。		
	3	入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	アドミッションポリシーの2に、「2. 専門的な知識を身につけるために必要な基礎的能力を備えている人。」と明確にしている。		
	4	入学受入れの方法は、入学受入れの方針に対応している。	入学選抜種別によって選抜内容は異なるが、「指定校推薦選抜」、「高大連携特別指定校推薦選抜」、「公募制推薦選抜」、「一般選抜」、「総合型選抜」、「社会人選抜」を設け、選抜を行っている。全て入学受入れ方針に沿った適性があるかを確認できるような選抜内容・方法である。	2025年度より「高大連携特別指定校推薦選抜」は廃止。	
	5	高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。	高大接続の観点により、特に総合型選抜では、プレゼンテーション方式を導入し、高校生が高校生活の学習の成果を発揮できるような選抜方式となっている。		
	6	授業料、その他入学に必要な経費を明示している。	授業料、その他入学に要する経費は、大学案内、学生募集要項、本学ホームページを通じて明示している。		
	7	アドミッション・オフィス等を整備している。	アドミッションオフィスの役割は、入試広報課が担っている。学生の募集活動、選抜試験の実施、入学手続き、入学後の相談まで入学に関わる業務を担当している。		
	8	受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	受験生からの問い合わせは、入試広報課が窓口となり、他部署と連携しながら適切かつ迅速に対応している。なお、パンフレットなどの刊行物および、本学ホームページには必ず問い合わせ先として入試広報課を明示している。		
	9	入学受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	兵庫県下と実績のある他府県の高等学校には、訪問時にアドミッション・ポリシー(入学受入の方針)を説明するとともに受験生の質問、オープンキャンパスへの参加状況、出願状況などを報告し、情報を共有するようにしている。また、進路指導部の教諭から入学受入れの方針の意見を聴取して学内で共有し点検している。		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。	1	学習成果に具体性がある。	<p>学習成果とその測定・査定については、本学科のディプロマ・ポリシーに沿って明確に行われている。以下、教育課程レベルと授業科目レベルに分けて具体的に示す。</p> <p>教育課程レベルでの学習成果は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得を伴う形で、ディプロマ・ポリシーとして、具体性をもって定められている。</p> <p>開講科目表に各科目の開講時期と取得できる免許種別を明示することにより、学生が卒業や資格取得までの過程を見据え、学習成果の具体性や達成可能性、達成後の実際的な価値について展望をもって把握できるようにしている。</p> <p>授業科目レベルでは、個々の学習成果の検討のために、シラバスにおいて、「授業の到達目標」を明確に記述している。「ディプロマポリシーとの関連」「授業のテーマ」「授業の概要」「全体の授業計画・内容」「事前事後学習課題」「取り組み時間」「学習のあり方」「成績評価の方法・基準」「課題に対するフィードバックの方法」「テキスト」「参考文献」を具体的に記述する形で、求められる量的・質的学習成果を確認可能としている。学生側の視点に立って学習成果の提示がなされるよう、非常勤講師を含む教員全体が共通認識をもってシラバス作成を行っている。シラバスに基づいて各教員は、学習到達目標の達成が可能となるよう授業を行い、成績評価を通じてその査定を行っている。また、成績評価は学則第30条に規定する成績の評価基準に則って行われ、学生手帳には下表を掲載している。なお、教員には評価点の算出を求めているが、成績はSABCEFG評価としているため、評価平均点（卒業までの全履修科目の平均）は算出不可である。</p>		
	2	学習成果は一定期間内で獲得可能である。	<p>本学科の教育課程を経て、卒業生の大半が保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得している。令和6（2024）年度卒業生の取得率は、保育士資格は88.8%、幼稚園教諭二種免許状は79%である。2年間という基本的な修業年限内での学習成果は達成可能である。学生が自らの希望する資格・免許を取得するという形で、各授業科目の学習成果の積み重ねが明確に実現している。また、培われた資質によって幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設等の保育福祉現場への就職が可能となっていることから、本学の教育課程の学習成果は測定可能で実際的な価値があるといえる。保育職希望者の就職率は100%を継続している。</p>		
	3	学習成果は測定可能である。	<p>各授業科目レベルでの学習成果の測定はシラバスにおいて「授業の到達目標」と同時に明示される「成績評価」（評価項目・評価基準・配点比率等）を基に行われている。以下、学習成果の明示と測定の方法について、内容別に詳しく記す。</p> <p>授業形態「講義」の科目の学習成果は、多くは、レポート、定期試験等で実施され、シラバスで明確に示された評価方法により測定されており、可視化できている。これに比して、授業形態「演習」「実技」の科目の学習成果は、測定が難しい面もあるが、学期途中での提出課題や発表等を多く設定することで、シラバスで示す評価方法を用いて適切な査定をして、可視化ができています。</p> <p>担当者が複数いる場合は教員ごとの差異が生じないように、成績評価責任者を中心に、科目内で共通認識を持つよう努めている。「保育・教職実践演習（幼）」、「教育実習事前・事後指導（幼）」「保育実習指導ⅠA」、「保育実習指導ⅠB」「保育実習指導Ⅱ」、造形関連科目、音楽関連科目のような複数の教員が分担して担当する科目の場合は、担当者ごとに学習成果を測定し、担当者会議によって総合的な評価を行っている。</p> <p>学外実習科目（保育実習ⅠA、保育実習ⅠB、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、幼稚園教育実習）については、実習園、施設の評価を基本とし、事前・事後指導における課題提出等により総合的に判断することをシラバスに明記しており、各々の積み上げで点数化し、測定して可視化する仕組みができています。</p> <p>学生の受講態度、出欠状況等の質的・量的学習成果に関しては、教員間での情報共有に努めている。実技科目の分野ではその分野の専任教員が、その他の科目では学科長が中心となり、必要に応じて非常勤講師と情報交換を行って、学科運営会議において専任教員全体で共有している。学習成果が著しく不十分な学生に関しては、学科運営会議で逐次報告し、該当学生の授業担当者が授業内での学習態度等に留意し、状況の改善に努めている。</p>		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	1	GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。	<p>学生の学修成果については、量的・質的データを測定する仕組みを有しており、教職員で共有している。GPA、単位取得(成績評価)状況、学位取得状況、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得状況、他の民間資格取得状況、履修カルテを学習成果の測定指標として活用している。</p> <p>成績評価に基づいて算出したGPAは、奨学金募集時の順位付けや就職における学校推薦の順位付け、卒業時における優秀学生の決定の基準として活用している。また、GPAが0.5以下に該当する学生には退学勧告をすることがあることを定めている（提出資料・規程集：106.GPA制度の取扱いに関する規程）。</p> <p>単位取得(成績評価)状況については、下表の科目別成績評価一覧のとおりである。学生ごとの単位取得(成績評価)状況は、ポータルシステムにアクセスすることで、教員は確認することができる。クラスアドバイザーは面談での進路支援や単位未修得科目についての再履修指導等を行うなど役立てている。</p> <p>令和6（2024）年度卒業生の履修科目のSABCEFG評価の内訳は、Sが22.6%、Aが36.6%、Bが26.3%、Cが12.4%、Eが0.4%、Fが1.6%、Gが0.1%であった。令和6（2024）年度卒業生の科目別成績評価一覧は次の表のとおりである。</p> <p>学位取得状況、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得状況については、卒業判定学科運営会議で状況を共有し現状を協議し、教授会で報告している。学務委員会を通じて入学年ごとの在学者数、退学者数、除籍者数、休学者数については毎月の教授会で報告されているので、教員は学生の現状を把握した上で、資格等取得についての支援を行っている。</p> <p>保育士資格試験・幼稚園教諭二種免許状以外の国家資格、民間資格の取得状況については、随時、各担当教員を通じて学科運営会議で報告され、学科全体で次年度以降の展開方法について協議している。</p>		
	2	学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	<p>学生調査については、入学時に実施する「健康調査票」、学期ごとに行う「授業評価アンケート」、大学・短期大学基準協会による「短期大学生調査」、卒業時に実施する「進路決定届」がある。学生による自己評価の観点からは、履修カルテを活用している。「健康調査票」は、学生の健康上の個人情報に記載されているので、学科長、保育教職課程委員長、学生相談室担当教員の3名で管理し、修学する上で支援の必要な事項等がある学生について、学科運営会議で共有し、非常勤講師を含め授業担当教員に周知して学生の支援を行っている。</p> <p>「短期大学生調査」は例年継続して実施しているが、令和6（2024）年度は、結果をもとに現状の把握と今後の課題について学科運営会議の案件とした。次年度以降の活用方法については課題となっている。</p> <p>保育・教職課程の「履修カルテ」の自己評価は、2年制においては1回生後期授業開始時期、2回生前期授業開始時期、2回生後期授業開始時期と全ての授業終了時期に行っている。同じく長期履修制の学生についても1年次後期授業開始時期、2年次前・後期授業開始時期、3年次前・後期授業開始時期と全ての授業終了時期に行っている。本学では、ほとんどの学生が保育士資格と幼稚園二種免許状取得を目指しているため、保育・教職課程を包括して「履修カルテ」としている。学生自身が学期ごとの学習成果を詳しく振り返る機会であり、教員にとっても、学生の学習成果を量的・質的に査定する機会となっている。</p> <p>学生が卒業時まで「進路決定届」を提出することで、最終的な就職先を把握することになっている。</p>		
	3	学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。	<p>量的・質的に基づき学習成果を評価した結果について、退学・除籍率、休学率、修得単位数、GPA、成績評価、授業アンケート、学位授与数、就職率・進学率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得率について、本学ホームページで公表している。</p>		
基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	1	卒業生の進路先からの評価を聴取している。	<p>卒業生の就職状況の確認は、主に巡回実訪問時に行っている。巡回報告書には、卒業生の動向を記入する欄を設けているため、勤務状況を知ることができる。本人からの聞き取りや、施設長からの情報を得て、就職のマッチング評価をすることができる（備付・18）。</p> <p>令和6（2024）年度も令和5（2023）年度に本学学生が新規採用された事業者「就職先事業者等対象就業状況調査」を依頼し、卒業生の勤務状況や評価を把握し、保育現場で必要とされる技能の学習成果について回答を求めた。本調査は「勤務状況や評価の把握」については、①仕事への熱意、②社会人としてのマナー、③勤務態度、④事務処理能力、⑤人間関係、⑥保護者との関わり、⑦こどもの関わりについて、「十分」から「不十分」の間で四段階評価を問い、「保育現場で必要とされる技能の学習成果」については、「指導計画立案、教材の工夫、音楽活動、造形活動、体育活動、ICT活用」についての実践力をそれぞれ同様に四段階での評価を願った。また、就職先の卒業生に対する満足度や留意点も自由記述欄を設けた。</p>		
	2	聴取した結果を学習成果の点検に活用している。	<p>聴取した結果は、就職担当部会で点検して、回答の中で問題となる意見については、個別に教員が対応している。本調査は学習成果の評価として、その結果を学科運営会議、教授会で共有し、今後の学習成果の点検に活用していく。</p>	<p>状況調査を活用して就職部会→学科運営会議等で検討会を行う</p>	

〈卒業に必要な単位〉

科目区分		必要単位数
教養教育科目	クリエイティブ教養（必修1単位含む）	2単位以上
	スキルアップ（トレーニングの科目1単位以上を含む）	2単位以上
	外国語	2単位以上
	スポーツ（実技科目より1単位以上）	1単位以上
	教養教育科目計	10単位以上
初年次教育科目		1単位以上
キャリア教育科目		—
専門教育科目（必修8単位・子ども学ゼミ2単位を含む）		47単位以上
教養教育科目 キャリア教育科目 専門教育科目の いずれかから		4単位以上
合 計		62単位以上

〈成績評価の基準及びグレードポイント〉

判定	評価	素点	グレード ポイント
合格 (単位認定)	S	100～90点	4.0
	A	89～80点	3.0
	B	79～70点	2.0
	C	69～60点	1.0
不合格 (単位不認定)	E	59～0点	0
	F	出席回数不足	0

保育士資格取得のための対応科目表 [2024年度入学生]

系列	法規上に定める科目		左記に対応する開設授業科目		保育士資格取得に必要な科目
	教科目		科目名	単位	
教養教育	外国語以外の科目		教養ゼミ クリエイティブ教養群 スキルアップ	6	資格必修
	外国語		外国語	2	
	体育	講義	体育理論	1	
		実技	各スポーツ	1	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	保育原理	2	
	教育原理	講義	教育原理	2	
	子ども家庭福祉	講義	子ども家庭福祉	2	
	社会福祉	講義	社会福祉	2	
	子ども家庭支援論	講義	子ども家庭支援論	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	社会的養護Ⅰ	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育者論	講義	教職総論	2	
	保育の心理学	講義	教育心理学	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	子ども家庭支援の心理学	2	
	子どもの理解と援助	演習	子どもの理解と援助	1	
	子どもの保健	講義	子どもの保健	2	
保育の内容・方法に関する科目	子どもの食と栄養	演習	子どもの食と栄養	2	
	保育の計画と評価	講義	教育課程論	2	
	保育内容総論	演習	保育内容総論	1	
	保育内容演習	演習	保育内容・健康の指導法	1	いずれか 2科目 選択必修
			保育内容・環境の指導法	1	
			保育内容・言葉の指導法	1	
			保育内容・人間関係の指導法	1	
			保育内容・音楽表現の指導法	1	
			保育内容・造形表現の指導法	1	
	保育内容の理解と方法	演習	こどもと健康	1	資格必修
こどもと人間関係			1		
こどもと環境			1		
こどもと言葉			1		
こどもと表現			2		
乳児保育Ⅰ			講義	乳児保育Ⅰ	
乳児保育Ⅱ	演習	乳児保育Ⅱ	1		
子どもの健康と安全	演習	子どもの健康と安全	1		
障害児保育	演習	障害児保育	2		
社会的養護Ⅱ	演習	社会的養護Ⅱ	1		
子育て支援	演習	子育て支援	1		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	保育実習ⅠA	2	
			保育実習ⅠB	2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	保育実習指導ⅠA	1	
			保育実習指導ⅠB	1	
	保育実習Ⅱ	実習	保育実習Ⅱ	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	保育実習指導Ⅱ	1	
	保育実習Ⅲ	実習	保育実習Ⅲ	2	
保育実習指導Ⅲ	演習	保育実習指導Ⅲ	1		
総合演習	演習	保育・教職実践演習(幼)	2	資格必修	

カリキュラム

系列	法規上に定める科目		左記に対応する開設授業科目		保育士資格取得に必要な科目
	教科目		科目名	単位	
保育の本質・目的に関する科目			教育福祉行政	2	いずれか 1単位以上 選択必修
			特別支援教育概論	2	
保育の対象の理解に関する科目			臨床心理学	2	
			障害児の心理	2	
保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定		ピア/演習A	1	
			立体造形演習	1	
			身体表現あそび	1	
			保育英語	1	
			こどもと音楽	1	
			こどもと造形	2	
			こどもと体育	1	
			ICTと保育	1	
学校独自の科目として開設されている教科目		初年次教育	1	資格必修	

幼稚園教諭二種免許状取得のための対応科目表 [2024年度入学生]

科目	法規上に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		幼稚園教諭(二種免許)に必要な科目	
	各科目に定める必要事項		授業科目	単位数 必修 選択		
免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	日本国憲法	2	免許必修	
			体育	生涯スポーツA	1	いずれか 2科目免許 必修
				生涯スポーツB	1	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション	2	免許必修			
教育の基礎的理解に関する科目	情報機器の操作	情報処 理	2	免許必修		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)	教 職 総 論	2	免許必修		
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教 育 原 理	2	免許必修		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教 育 心 理 学	2	免許必修		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特 別 支 援 教 育 概 論	2	免許必修		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)	教 育 福 祉 行 政	2	免許必修		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む)	教 育 課 程 論	2	免許必修		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教 育 方 法 論	2	免許必修	
	幼児理解の理論及び方法	幼 児 理 解 の 理 論 及 び 方 法 (教 育 相 談 を 含 む)	2	免許必修		
	教育実践に関する科目	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼)	2	免許必修	
	教育実習	教育実習事前・事後指導(幼)	1	免許必修		
		教育実習(幼)	4	免許必修		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	こどもと健康	1	免許必修	
			こどもと人間関係	1	免許必修	
			こどもと環境	1	免許必修	
			こどもと言葉	1	免許必修	
			こどもと表現	2	免許必修	
			保育内容総論	1	免許必修	
			保育内容・人間関係の指導法	1	免許必修	
			保育内容・健康の指導法	1	いずれか 2科目免許 必修	
保育内容・環境の指導法	1					
保育内容・言葉の指導法	1	免許必修				
保育内容・音楽表現の指導法	1	免許必修				
保育内容・造形表現の指導法	1	免許必修				

カリキュラム

〈学生手帳 2024年度 保育実習に参加するための条件〉

保育実習に参加するための条件

保育士資格を取得するには、保育実習ⅠA（保育所実習）と保育実習ⅠB（施設実習）をそれぞれ10日周（80時間以上ずつ）、保育実習Ⅱ（保育所実習）または保育実習Ⅲ（施設実習）を10日周（いずれか80時間以上）、合計30日周の実習に参加しなければなりません。

実習指導の授業については、やむを得ず欠席した場合、2回までは補講を受け課題の合格をもって実習の参加を認めます。

なお、実習に参加するためには、次の条件を満たさなければなりません。

(2020年度以降入学生)

保育実習ⅠA(保育所実習)参加条件	
1.	保育・教職課程委員会で実習参加の承認を得ていること。
2.	保育実習に必要な費用を期限までに完納していること。
3.	1年生前期終了時の総修得単位数が15単位以上であること。 長期履修生は、1年生前期終了時の総修得単位数が10単位以上であること。
保育実習ⅠB(施設実習)参加条件	
1.	保育・教職課程委員会で実習参加の承認を得ていること。
2.	保育実習に必要な費用を期限までに完納していること。
3.	保育実習指導ⅠBの課題を全て提出していること。
保育実習Ⅱ(保育所実習)または保育実習Ⅲ(施設実習)参加条件	
1.	保育・教職課程委員会で実習参加の承認を得ていること。
2.	保育実習に必要な費用を期限までに完納していること。
3.	2年生前期終了時の総修得単位数が45単位以上であること。 長期履修生は、2年生前期終了時の総修得単位数が30単位以上であること。

〈学生手帳 2024年度 成績評価〉

判定	評価	素点	グレードポイント	説明
合格 (単位認定)	S	100点～90点	4.0	
	A	89点～80点	3.0	
	B	79点～70点	2.0	
	C	69点～60点	1.0	
不合格 (単位不認定)	E	59点～ 0点	0	追・再試験発表時に「D(再)」となった場合、必要な手続きをとれば再度試験を受けることができます。その場合、合格はC評価、不合格はE評価となります。 授業への出席回数不足しているため、不合格となります。
	F			
単位認定	G		対象外	入学前に本学以外の大学・短期大学で修得した単位、再入学生の既修得単位、教養教育科目の「総合英語」「総合日本語」で単位認定した場合。

*成績証明書に記載されるのは、単位認定された科目と評価（S・A・B・C・G）だけです。

*成績発表時に29点以下となった場合、再試験対象外です。

〈学生手帳 2024年度 教育実習に参加するための条件〉

教育実習に参加するための条件

幼稚園実習希望者は1回生時に見学実習に参加する必要があります。その後、2回生時に4週間(160時間)の教育実習に参加します。長期履修生は、3回生時に4週間(160時間)の教育実習に参加します。

実習指導の授業については、やむを得ず欠席した場合、2回までは補講を受け課題の合格をもって実習の参加を認めます。

(2020年度以降入学生)

教育実習参加条件	
1.	見学実習を行っていること。
2.	保育・教職課程委員会で実習参加の承認を得ていること。
3.	教育実習に必要な費用を期限までに完納していること。
4.	1年生後期終了時の総修得単位数が30単位以上であること。 長期履修生は、2年生後期終了時の総修得単位数が40単位以上であること。

※小学校教諭二種免許状と特別支援学校教諭二種免許状については、星槎大学との教育連携によって取得できます。詳細については、別途お知らせいたします。

〈各種資格・免許取得状況〉

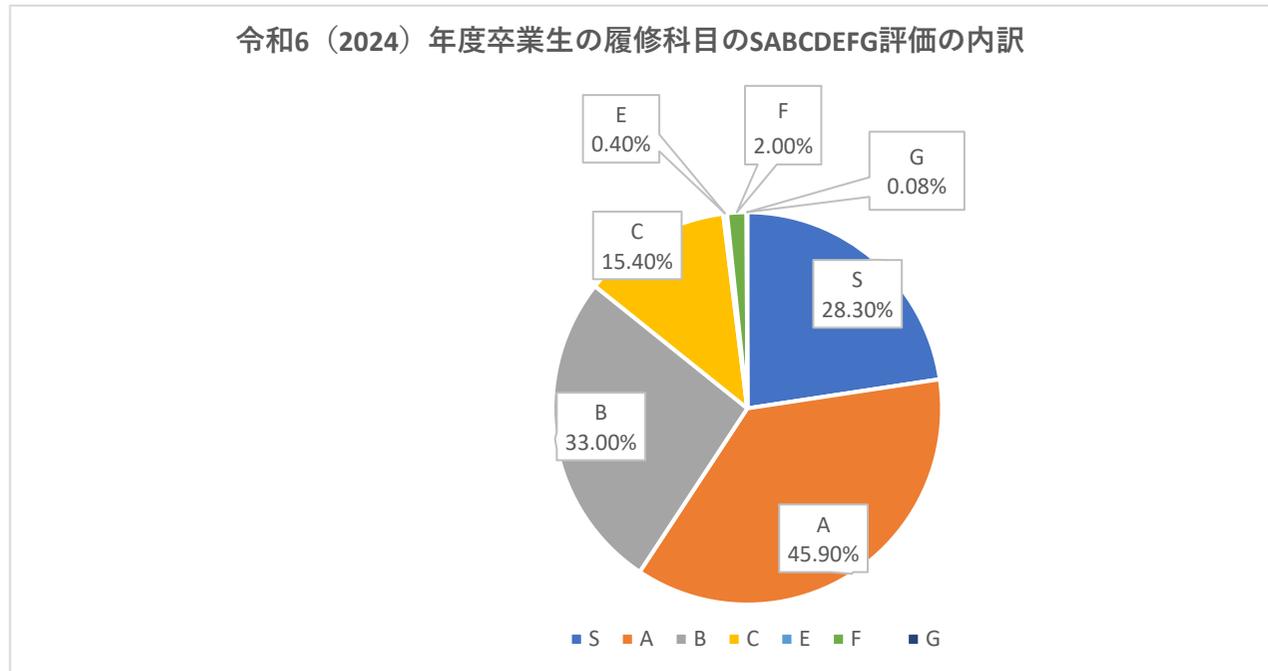
	令和4(2022)年度 (卒業生数118名)		令和5(2023)年度 (卒業生数143名)		令和6(2024)年度 (卒業生数109名)	
	取得者 (人)	取得率 (%)	取得者 (人)	取得率 (%)	取得者 (人)	取得率 (%)
保育士資格	106	89.8	127	88.8	91	84.3
幼稚園教諭二種免許状	90	76.2	113	79.0	81	74.3
社会福祉主事任用資格	112	94.9	143	100	104	100
小学校教諭二種免許状	6	5.0	5	3.4	3	2.8
特別支援学校二種免許状	4	3.3	7	4.8	1	9.6
認定絵本士	16	13.5	21	14.6	13	12.5
こども音楽療育士	1	0.84	3	2.0	4	3.8
ピアヘルパー	20	16.9	10	6.9	6	5.7
ベビーシッター	7	5.9	5	3.4	14	13.4
発達障害コミュニケーション指導者(初級)資格	7	5.9	12	8.3	6	5.7
おもちゃインストラクター	24	20.3	21	14.6	9	8.6
幼児体育指導員	15	12.7	8	5.5	20	19.2
幼児のリズム運動指導員	11	9.3	11	7.6	13	12.5
食育インストラクター3級	6	5.0	13	9.0	6	5.7
市民救命士(小児コース)	22	18.6	63	44.0	23	22.1
幼保英語検定(2級)	0	0	0	0	1	0.9
幼保英語検定(3級)	1	0.84	0	0	1	0.9
幼保英語検定(4級)	6	5.0	1	0.6	7	6.7

〈令和6（2024）年度卒業生の科目別成績評価一覧〉

令和6（2024）年度卒業生の履修科目のS A B C E F G評価の内訳は、Sが1,957、Aが3,165、Bが2,277、Cが1,068、Eが31、Fが142、Gが6であった。令和6（2024）年度卒業生の科目別成績評価一覧は下表のとおりである。

科目名称	S	A	B	C	E	F	G	総計
ICTと保育		4	14	2				20
ICT保育		27	50	1		1		79
ICT保育I	2	1	2	2	1			8
カウンセリング特論	4	2	3	2		1		12
キャリアスタディ	1	2	1			2		6
キリスト教学	31	29	22	27	5	3		117
こどもと音楽I	14	42	27	14	8	2		107
こどもと音楽II	6	5	4	4		3		22
こどもと環境	32	23	22	22	3	1		103
こどもと健康	29	41	25	5		3		103
こどもと音楽	37	43	19	2				101
こどもと人間関係	29	37	22	12	1			101
こどもと造形I	10	34	47	8		1		100
こどもと造形II	10	34	47	8		1		100
こどもと体育I	26	46	21	7		2		102
こどもと体育II		8	7			2		17
こどもと表現	3	32	50	15	2	1		103
こども音楽療育演習	2	2						4
こども音楽療育概論	2	2						4
こども音楽療育実習	1	2	1					4
リトミック	3							3
英語コミュニケーション	17	32	41	18		3	1	112
音楽I		1	4	2	1	1		9
音楽II	1		3	3	1	2		10
絵本講座I	1	6	10	1		2		20
絵本講座II	4	8	3		1	1		17
教育課程論	4	57	26	22	1	4		114
教育原理	41	57	5	6		2		111
教育実習(幼)	23	43	18	5	1	2		92
教育実習事前・事後指導(幼)	19	37	22	11		2		91
教育心理学	18	44	25	22	1	1		111
教育福祉行政	47	31	16	10	1	3		108
教育方法論	23	44	29	7		6		109
教職総論	15	59	30	5		2		111
国語		2	1		1	1		5
保育	6	9				24		39
算数			1	1				2
子どもの健康と安全	24	32	15	30	8	7		116
子どもの食と栄養	21	31	27	24		2		105
子どもの保健	38	29	23	18	3	2		113
子どもの福祉と援助	14	47	31	14		6		112
子ども音楽療育概論						1		1
子ども家庭支援の心理学	36	29	16	21		7		109
子ども家庭支援論	8	22	19	50	5	6		110
子ども家庭福祉	13	28	31	31	3	6	1	113
子ども学びミA	31	30	15	3		1		80
子ども学びミB	22	32	19	9				82
子ども学びミC	14	8	4	4				30
子ども学びミD	9	12	2	4		3		30
子育て支援	25	47	23	8	1	5		109
社会的養護I	26	16	21	45	4	3		115
社会的養護II	25	33	20	25	2	1		106
社会福祉	27	50	13	16	1	1	1	109
初年次教育		68	30	3		2		103

障害児の心理	10	14	16	3		1		44
障害児保育	30	32	21	21	1	3		108
情報処理	16	45	39	8		5	1	114
図工講習	3	2	2				4	11
生涯スポーツA	15	14	14	12		1		56
生涯スポーツB	6	24	13	12		1		56
生活				1		1		2
総合英語							1	1
体育理論	25	41	22	20	5	1		114
特別支援教育概論	29	34	19	23	1	3		109
日本国憲法	17	56	27	8			1	109
乳児保育Ⅰ	54	25	11	16	2	4		112
乳児保育Ⅱ	57	37	9	4	1	3		111
文章のトレーニング	5	49	33	22	2	3		114
保育・教職実践講習(幼)	30	30	28	13		1		102
保育英語	3	9	6	1	2	4		25
保育原理	17	35	33	24		1		110
保育実習ⅠA	1	18	55	29	4	5		112
保育実習ⅠB	5	48	47	5	1	6		112
保育実習Ⅱ	3	30	43	12		1		89
保育実習Ⅲ	2	3	4	2				11
保育実習指導ⅠA		14	72	17	4	5		112
保育実習指導ⅠB	10	78	15	5	1	2		111
保育実習指導Ⅱ		15	48	25		1		89
保育実習指導Ⅲ	2	2	5	2				11
保育内容・音楽表現Ⅰ	18	31	32	26		4		111
保育内容・音楽表現Ⅱ	4	1		1				6
保育内容・環境Ⅰ			1	7				8
保育内容・環境Ⅱ	26	36	26	10	1			99
保育内容・健康Ⅰ		2	5	1				8
保育内容・健康Ⅱ	9	29	40	26				104
保育内容・音楽Ⅰ		3	3	2		2		10
保育内容・音楽Ⅱ	21	51	29	4		3		108
保育内容・身体表現Ⅰ	15	53	21	19		3		111
保育内容・身体表現Ⅱ	1	3	5			1		10
保育内容・人間関係	36	31	28	10	1	5		111
保育内容・造形表現Ⅰ	36	57	12	3	1	1		110
保育内容・造形表現Ⅱ	1	14	1	1		9		26
保育内容・表現		2	1	5	1			9
保育内容総論	15	48	29	14	1	5		112
幼児保育Ⅰ	1	3	2	2				8
幼児保育Ⅱ		3	3	2		2		10
幼児課程の理論及び方法(教育相談も含む)	19	25	28	22		5		99
臨床心理学	8	11	18	30		3		70
総計	1344	2418	1793	1019	84	231	6	6895



【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕

基準Ⅰ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅰ-B-1 教育目的・ 目標を確立 している。	1	学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。	本学学則第1条（目的）は、建学の精神に則り「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、こども学に関する実践的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定め、同2項に「こども学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。」としている。教育目的・目標は、基本理念に基づき、広い視野と自己表現力ならびに精神的自立心の涵養につながる3つのポリシーを「教育理念並びに方針に関する規程」に定めている。情意的領域（関心・意欲・態度）、認知的領域（知識・理解・思考・判断）、技能・活動的領域（技能・表現）の3領域にわたり幼児の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人材の育成を目指している。	教育目標に基づく求められる保育者としての人材養成が、教育の効果として明確になるように、より具体的な学習成果についての改善は継続していく。 需要の高まっている長期履修制度は、令和元（2019）年度入学生より保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得と卒業要件にあたる科目について、午前中の2限目までで取得可能な時間割を組成した。令和5（2023）年度より長期履修生制度に新たにオンラインコースを設置し、通学コースとオンラインコースの2コースとなった（提出資料・規程集：104.履修規程、113.長期履修生規程、114.長期履修生オンラインコースにおける履修等に関する取扱内規）。そのような中で自由度の高い毎日、社会活動や、安定した学生生活のための就労、更なる資格取得のための学びに充てるなど、自主的で充実した時間として活用させることが引き続きの課題である。	
	2	学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。	教育目的・教育目標は、本学では教育理念と教育方針に示し、学内外に表明している。学内では、学科運営会議等において、教員相互で確認し共有化を図るとともに、教務説明会などの際に、学長が非常勤教員への周知を図っている。また、学生にはオリエンテーションや各授業、実習指導などを通じて周知徹底している。学外へは、大学案内や本学ホームページを通じて公表している。教育目的や教育目標についての点検・見直しは、学科運営会議や教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、3つのポリシーを反映した大学の取組の適切性点検・評価委員会などを中心に行われており、その結果は教授会で審議され学長が決定し、理事長に報告される。		
	3	学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）	本学の教育目的・教育目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に役立っているかは、学生が保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得して、保育・幼児教育の分野で専門性の高い職業への就職状況に表れているかを教授会などで確認して点検している。		
基準Ⅰ-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	1	短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている	本学の学習成果は、建学の精神に基づいた教育目的や教育目標により明確に示されている。学習成果は、マクロな視点から見れば、こども学科においては短期大学士（こども学）の学位取得と保育士資格および幼稚園教諭二種免許取得となる。ミクロな視点からは、個々の授業科目において量的に測定可能な修得単位数や成績評価やGPAと、質的に測定する学外実習報告書や履修カルテを学習成果と定めている。		
	2	学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。	学習成果は、学校教育法の短期大学の規程に照らして、定期的に点検している。個々の授業科目においては、授業担当教員が毎年のシラバス作成時、前期・後期の授業開始時、学期末・年度末の成績評価時に到達目標を確認し、ディプロマ・ポリシーに基づいた学習成果を点検している。さらに、授業の中で学生に到達目標を示し、学習成果について言及している。全学的にはアセスメント・ポリシーを鑑みて、教学マネジメント委員会、学科運営会議、教授会において随時点検・協議して、適正な改正を行っている。		
	3	学習成果を学内外に表明している。	学習成果は、学生にはオリエンテーションや各授業や面談等で周知し、学生手帳やアセスメント・ポリシーに明記しホームページで公表している。		
	4	学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。	学習成果は、学校教育法の短期大学の規程に照らして、定期的に点検している。個々の授業科目においては、授業担当教員が毎年のシラバス作成時、前期・後期の授業開始時、学期末・年度末の成績評価時に到達目標を確認し、ディプロマ・ポリシーに基づいた学習成果を点検している。さらに、授業の中で学生に到達目標を示し、学習成果について言及している。全学的にはアセスメント・ポリシーを鑑みて、教学マネジメント委員会、学科運営会議、教授会において随時点検・協議して、適正な改正を行っている。		

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕

基準Ⅰ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅰ-B-3 卒業認定・ 学位授与の 方針、教育 課程編成・ 実施の方 針、入学者 受入れの方 針（三つ の方針）を 一体的に策 定し、公表 している。	1	三つの方針を関連付けて一体的に定めている。	本学の「アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」は、関連付けて一体的に定めている。		
	2	三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。	上記3つのポリシーは、組織的に議論を重ねて策定してきた。令和6（2024）年度においても、より充実した教育内容にするべく教学マネジメント委員会・学務委員会・学科運営会議などで協議し、教授会で改定案を審議し教授会決定を受けて学長が改定を決定した。本学の取組のなかで、3つのポリシーを踏まえた適切性にかかる点検・評価を全学的に実施していたが、学外委員の不在期間があった為、3つのポリシーを反映した大学の取組の適切性点検・評価委員会が実施できていなかった。令和5（2023）年度は、学外の参画を得るべく改めて規程の改正を進め、令和6（2024）年度も学外の参画を得て客観的な視点を取り入れた点検・評価を実施した。		
	3	三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。	3つのポリシーを踏まえた教育活動を実行するため、各科目群のそれぞれの授業の到達目標が、情意的領域、認知的領域、技能・活動的領域の三領域のどの内容と関連しているのかをカリキュラムマップで具体的に示している。シラバスにはディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、教員はディプロマ・ポリシーを踏まえて科目ごとの具体的な到達目標を設定した上で、学習成果が達成されるように15回の授業と事前事後学習を組み立てている。学習成果としての成績評価の方法には到達目標との関連が明記されている。 なお、3つのポリシーの学内外への表明については、大学案内、学生手帳、本学ホームページにて行っている。		
	4	三つの方針を学内外に表明している。	なお、3つのポリシーの学内外への表明については、大学案内、学生手帳、本学ホームページにて行っている。		

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証)

基準Ⅰ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅰ-C-1 自己点検・ 評価活動等 の実施体制 を確立し、 内部質保証 に取り組ん でいる。	1	自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	<p>本学は、自己点検・評価に関して、学則第1条の2に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動ならびに運営等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。この学則の規定に基づき、その①目的、②体制、③自己点検・評価の実施、④自己点検・評価の公表、⑤外部評価の実施についての方針を「内部質保証の方針」として取りまとめている(規程集：62.内部質保証の方針)。また、学則及び内部質保証の方針に沿い、「自己点検・評価委員会規程」を定め、この委員会を、第三者評価を含む本学の自己点検・評価活動を運営する組織と位置づけて、実施体制を確立し、理事長及び学長のリーダーシップの下、教育の質保証の向上・充実に取り組んでいる(規程集：70.自己点検・評価委員会規程)。</p>	<p>学習成果については教育課程全体としての方向性を常に検討することが課題である。学習成果の査定は具体的で明確であることが望ましい。それぞれの担当教員がさまざまな工夫を加えて遂行しているが、客観的な評価の方針や配点、統一的な評価と査定基準がより明確になるような学習成果の方法論の確立が求められており、学内外へ公表していくことも大きな課題であると考え。更に、査定をして測定、把握した学習成果の調査データについて、その結果を分析して有効に活用していくことが重要な課題となる。</p> <p>現在、「履修カルテ」を学習成果の査定に活用しているので、現状に合わせて、本学の「アセスメント・ポリシー」にカリキュラム・ポリシーを満たす人材かどうかを検証する評価指標として「履修カルテ」を明記する必要がある。また、アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかを検証する評価指標の「入学前プレ学習」についても、教員が提示する教育課程レベルとしての課題と、外部業者の提示する科目レベルとしての課題の2種類の入学前プレ学習について明記する必要がある。</p> <p>現状では、自己点検・評価活動について高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れることができていない。この点については、次年度以降の課題である。</p>	
	2	定期的に自己点検・評価を行っている。	平成26(2014)年8月に自己点検・評価の実施組織(自己点検・評価実施委員会 現：自己点検・評価委員会)を設置してから継続した活動を行い、平成29(2017)年度は「短期大学基準協会」(現：大学・短期大学基準協会)による第三者評価を受けた結果、適格と認定された。		
	3	定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。	平成29(2017)年以後、継続して年次ごとに自己点検・評価報告書を作成し本学ホームページにて公開している。		
	4	自己点検・評価活動に全教職員が関与している。	自己点検・評価報告書作成については、理事長、学長、法人事務局長、ALO,短期大学組織の部長、各委員長を中心に年度毎に立ち上げる自己点検・評価委員会で統括している。全教職員は、それぞれが所属する各部署、各委員会で自己点検・評価報告書作成に関与している。		
	5	自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。	自己点検・評価活動における高等学校等の関係者の意見聴取は、できておらず今後取り組むべき課題と位置付けている。		
	6	自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	毎年作成する自己点検・評価報告書は、大学・短期大学基準協会が定めた「短期大学評価基準」及び「自己点検・評価報告書作成マニュアル」の基準に準拠している。当該年度の自己点検・評価活動全般を振り返る際には、大学・短期大学基準協会が定める点検・評価項目の詳細と照らし合わせて検証し、次年度の課題を明確にして、該当委員会などで課題解決に向け取り組んでいる。		

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証)

基準Ⅰ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。	1	学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。	<p>本学では、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー<DP>、カリキュラム・ポリシー<CP>、アドミッション・ポリシー<AP>）に基づき、「機関レベル（短期大学レベル）」、「教育課程レベル（学科レベル）」、「科目レベル」の3段階で学習成果を査定する方針を定めており、単位取得状況、GPA、免許・資格の取得率、専門職への就職率が客観的指標となっている（規程集：63.アセスメント・ポリシー）。</p> <p>3つのポリシーの3段階の学習成果の第1段階は、入学時において本学のアドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの検証である。機関レベルとしては、本学は、面接、プレゼンテーション、学力試験、小論文と多様な選抜方法で入学者選抜を行うが、その選抜内容と提出されるエントリーシート、出願時の調査書記載内容を通して査定している（表中①）。</p> <p>教育課程レベルでは、高校卒業後にこども学科で学修する内容によって、興味を持ち、大学での学びにつながることを目的として入学前教育を実施し（表中②）、保育に関するプレ学習は、入学を決めてから入学までの学修を査定し、入学後教員で共有されている。</p> <p>第2段階は、在学中、カリキュラム・ポリシーを満たす人材かどうかの検証である。機関レベルでは、退学・除籍率、休学率（表中④）、修得単位数（表中⑤）、GPA（表中⑥）、カリキュラムマップ（表中⑦）、学外実習報告書（表中⑧）を測定・評価している。</p> <p>令和2（2020）年度からGrade Point Average 制度（以下、「Grade Point Average」は「GPA」とする）も本格的に取り入れているが、より客観的な評価指標になるように令和5（2023）年度は、「GPA制度の取り扱いに関する規程」を制定し、GPA制度に関する取扱を規程として定めた（規程集：106.GPA制度の取扱いに関する規程）。学則第30条に規定する成績の評価基準に対応し、次表に掲げるGP（Grade Point）を配点している。</p> <p>加えて教育課程レベルの指標とすべく、学生アンケート調査（表中⑨）として大学・短期大学基準協会の短期大学生調査を毎年実施している。調査結果から、入学後の知識や技能の変化や教育への満足度等、学修成果について可視化ができています。</p> <p>科目レベルでは、成績評価（表中⑩）、授業評価アンケート（表中⑪）を測定・評価することで、学習成果を焦点として客観的に査定している。成績評価について教員は担当授業科目においてディプロマ・ポリシーとの関連を鑑みて授業を構成し成績評価基準を定めている。各授業の成績評価について、到達目標と評価の方法との関連を明らかにする評価基準をシラバスで示している。また、GPA制度を規程として定めたことと併せて、GPAの客観性をより高めるために本学における「成績評価基準」と「評価の分布（上限目安）」を下表のとおり、指針として定めた（規程集：105.成績評価の平準化への指針）。</p> <p>また、ファカルティ・ディベロップメント委員会の実施する学生による授業評価アンケートの集計結果を授業内容についての査定として点検している。</p> <p>個々の授業科目における学習成果は、卒業判定時及び学期末の成績評価時に点検されている。</p> <p>第3段階はディプロマ・ポリシーを満たす人材となったかどうかの検証である。機関レベルでは、学位授与数（表中⑫）、卒業率、退学・除籍率、就職率、進学率（表中⑬）、卒業生アンケート（表中⑭）、就職先事業所等対象就業状況調査（表中⑮）により査定することができる。卒業生アンケートは「卒業生対象就業状況調査」として、「就職先事業所等対象就業状況調査」とともに、令和5（2023）年度に追加して実施した。両調査とも、卒業後仕事をすす中で、本学で学んだことや身に付けた能力がどのように活かされているか、或いは、在学中にもっと学んでおく必要があったことなどを卒業生自身から就職先からそれぞれ調査して内容を把握して査定を行う。</p> <p>加えて教育課程レベルでは、GPA、保育士資格取得率、幼稚園教諭二種免許状取得率（表中⑯）、専門領域への就職率、進学率（表中⑰）を測定し、卒業生対象就業状況調査、就職先（保育園・幼稚園・こども園）聞き取り調査（表中⑱）、就職先事業所等対象就業状況調査を実施して査定している。就職先聞き取り調査は、教職員が就職先を訪問した際、就職先（保育園・幼稚園・こども園）で知り得た情報を保育教職課程委員会、学科運営会議で学内にフィードバックしている。本学は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得を目指している。このため、それぞれに求められる授業内容や基準に基づく授業が実施され、ひいては専門性を活かした就職に明確な形でつながっている。</p>		
	2	査定的手法を定期的に点検している。	各査定の定期的な点検については、担当部署や委員会、学科運営会議等で点検し教授会で共有されている。公表が必要な項目についてはホームページに掲載している。		
	3	教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。	教員は、シラバスに各授業科目の評価の方法と評価基準を示し（P）、シラバスに沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施（D）し、「学生による授業評価（アンケート）」（C）をもとに次年度の授業の改善（A）を行うという形で教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。学生による授業評価アンケートは前期・後期の授業終わりに全科目において実施し、その結果を受けて授業担当教員は授業内容を振り返る仕組みができています。教員は学期ごとに授業改善計画書を作成して改善策を検討している。学生にはコメントをフィードバックして公開している。		
	4	学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。	学校教育法、短期大学設置基準、保育士・教員養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正などについては、学長をリーダーとした教学マネジメント委員会で随時確認し、各法令等を遵守している。関係省庁の通知等の情報については、教授会等で資料を提示し情報を共有している。また、関係法令の変更に応じて学則及び学内諸規程の改正、変更案を検討作成し常に法令遵守に努めている。		

〈神戸教育短期大学《各レベルにおける評価指標》〉

段階	時期	入学時	在学中	卒業時・卒業後
		APを満たす人材かどうかの検証	CPを満たす人材かどうかの検証	DPを満たす人材かどうかの検証
短期大学 (機関レベル)		<ul style="list-style-type: none"> 各種入学者選抜（エントリーシート、提出課題、プレゼンテーション内容、学力試験、面接、小論文）(①) 調査書記載内容 (②) 	<ul style="list-style-type: none"> 退学・除籍率、休学率 (④) 修得単位数 (⑤) GPA (⑥) カリキュラムマツ (⑦) 学外実習報告書 (⑧) 	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与数 (⑫) 卒業率、退学・除籍率 就職率、進学率 (⑬) 卒業生アンケート調査 (⑭) 就職先事業所等対象就業状況アンケート (⑮)
学 科 (教育課程レベル)		<ul style="list-style-type: none"> 入学前プレ学習 (③) 	<ul style="list-style-type: none"> 退学・除籍率、休学率 修得単位数 GPA 学生アンケート調査 (⑨) 学外実習報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与数 卒業率、退学・除籍率 GPA 保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得率 (⑩) 専門領域への就職率、進学 (⑰) 卒業生アンケート調査 就職先（保育園・幼稚園・こども園）聴き取り調査 (⑱) 就職先事業所等対象就業状況アンケート調査
科目レベル			<ul style="list-style-type: none"> 成績評価 (⑩) GPA 授業評価アンケート (⑪) 	

〈評価指標の定期的な点検の仕組み〉

	項目	取扱いの担当	査定の共有	公表
①	各種入学者選抜口	入試広報委員会	教授会	
②	調査書記載内容	入試広報委員会	教授会	
③	入学前プレ学習	入試広報委員会→学科運営会議	教授会	
④	退学・除籍率、休学率	学務課→学科運営会議	教授会	HP公表
⑤	修得単位数	学務課→学科運営会議	教授会	HP公表
⑥	GPA	学務課→学科運営会議	教授会	HP公表
⑦	カリキュラムマップ	教学マネジメント委員会→学科運営会議	教授会	HP公表
⑧	学外実習報告書	授業担当教員→保育教職課程委員会	教授会	—
⑨	学生アンケート調査	ALO→学科運営会議	教授会	—
⑩	成績評価	授業担当教員→学科運営会議	教授会	HP公表
⑪	授業評価アンケート	授業担当教員→ファカルティ・ディベロップメント委員会	教授会	HP公表
⑫	学位授与数	学務課→学科運営会議	教授会	HP公表
⑬	就職率、進学率	就職担当部会→学科運営会議	教授会	HP公表
⑭	卒業生アンケート調査	就職担当部会→学科運営会議	教授会	—
⑮	就職先事業所等対象 就業状況アンケート調査	就職担当部会→学科運営会議	教授会	—
⑯	保育士資格、幼稚園 教諭二種免許状取得率	保育教職課程委員会→学科運営会議	教授会	HP公表
⑰	専門領域への就職率、進学率	就職担当部会→学科運営会議	教授会	HP公表
⑱	就職先（保育園・幼稚園・こども園）聴 き取り調査	実習巡回担当教員→就職担当部会→学科運営会議	教授会	—

〈GP (Grade Point) の配点〉

成績(素点)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点
評価	S	A	B	C	E
GP	4	3	2	1	0
判定	合格 (単位認定)				不合格 (単位不認定)

〈成績評価基準と評価の分布（上限目安）〉

成績(素点)	評価	判定	評価の分布(上限目安)
90点～100点	S	合格 (単位認定)	10%～20%程度
80点～89点	A		20%～30%程度
70点～79点	B		20%～30%程度
60点～69点	C		10%～30%程度
0点～59点	E	不合格 (単位不認定)	—

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。	1	<p>教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。</p> <p>②学習成果の獲得状況を適切に把握している。</p> <p>③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</p> <p>④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</p> <p>⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</p> <p>⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。</p>	<p>学位授与の基本方針にしたがって、教員は厳格に評価および単位認定を行っている。ディプロマ・ポリシーを念頭に置き、カリキュラム・ポリシーに基づいて、担当科目の位置づけを理解しシラバスを作成し、シラバスに基づいた内容で授業を行い、成績評価を行っている。</p> <p>成績評価基準については、シラバスの「授業計画・授業内容」において、「授業の到達目標」に対する学生の達成度をどのような基準と方法で評価するのか具体的に記載され、「筆記試験」、「発表」、「レポート」、「平常提出物」等の項目ごとに、評価割合が明記され学生に周知している。教員は科目ごとに詳細に定めた成績評価基準に基づいて、学生の学習成果の獲得状況を評価する責任を果たしている。</p> <p>学習成果の獲得状況の把握は、授業科目レベルでは各学期末の教授会での報告で、また教育課程レベルでは卒業判定会議において、全専任教員で行っている。学生の受講態度、授業への参加意欲等、学生の学習の質に関する情報については、授業担当教員のみではなく、学務部員、専任教員、非常勤教員との間で、情報の共有に努めている。学科運営会議においても学習成果の獲得状況を把握し、クラスアドバイザー（クラス担当教員）は、これらの情報を基に学習成果の獲得に困難が生じる恐れのある学生と面談を行い、学習支援の他、学生生活全般に関してさまざまな相談・支援を実施する体制をとっている。1回生については、ゼミ担当の専任教員も補完的な役割を果たしている。</p> <p>また、履修カルテを通じて、学生の学習状況を学期ごとに定期的に把握し、保育・教職課程委員会及び学科運営会議で共有し、支援を行っている。</p> <p>本学では、ファカルティ・ディベロップメント委員会による全科目についての授業評価アンケートを実施している。学生からの授業評価を学期ごとに受けて、授業改善に活用している。また、令和元（2019）年度より、授業担当者には、授業評価アンケートに対する授業担当者のコメントに加え、授業改善報告書の作成を課している。授業を振り返ることでより改善を行い、次回からの授業をよりよいものにするよう努めている。アンケート結果、授業担当者のコメント、授業改善報告書は、学内で公表している。</p> <p>教員は授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。多数の教員が関わる科目（「子ども学ゼミ」、「初年次教育」、その他実習指導等）では、開講前に学科運営会議で共通理解を図る他、授業の進め方、学習成果獲得の経過、検討課題等について授業担当の専任教員と非常勤教員で丁寧に協議しながら授業運営を図っている。非常勤教員のみ科目についても教務連絡会やシラバスチェックをとおして共通理解を確認し、随時、学務部長、学科長と連携を取りながら授業運営を図っている。</p> <p>教員は、学生の成績評価、出席状況、面談をとおして、教育目的・目標の達成状況を把握している。本学はWebポータルサービスを導入しており、学生は履修登録、掲示閲覧、学生時間割表、学校からの各種アンケート、授業連絡、成績評価照会、シラバス照会、出欠確認について活用している。教職員は上記機能に加えて学籍情報照会、履修登録状況照会、シラバス登録についても利用できる。学生も教職員もこのシステムを活用しながら、オリエンテーションやクラス面談やオフィスアワー等を利用して、履修から卒業に至るまで指導している。</p> <p>こども学科の教育目標・目的については、事務職員も十分に理解・認識している。教員が担当する部長は、学務部長、入試広報部長、図書館長の三役である。学務部の管轄業務が多岐にわたるため、部長補佐を2名配置し、それぞれ就職担当と学生支援担当の部会長としている。各種委員会を組織し、それぞれの事務取扱の担当部署は各規程に定めている。</p> <p>職員は、教育支援、学生支援、管理運営などの職務を通じて、教員と連携しながら学生の学習成果の獲得に貢献している。建学の精神に基づいた教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを理解し、学習成果の達成のために学生へ適切な支援や指導を行っている。</p>	<p>少子化が進んでいく為、現状の求人数が継続するとは限らない。その時に求められる保育者養成が必要となってくる。質の高い保育者養成は、学業成果の獲得によってられるが、経済的な社会不安が継続する中で、教育と生活と両面からの支援は継続的な課題である。その意味で公務員就職率をあげる対策を講じる必要がある。</p> <p>学生のキャンパス・アメニティの充実の必要性は、学生調査結果からも明らかであるので、設備や施設の整備が課題である。</p>	
	2	<p>事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。</p> <p>②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。</p> <p>③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。</p> <p>④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。</p>	<p>職員は、教育支援、学生支援、管理運営などの職務を通じて、教員と連携しながら学生の学習成果の獲得に貢献している。建学の精神に基づいた教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを理解し、学習成果の達成のために学生へ適切な支援や指導を行っている。</p> <p>教務担当者は履修登録処理を行い、履修登録の状況、卒業判定の状況等を把握している。学生手帳の作成、シラバスの編集、履修登録、成績通知等の業務を通じて学生の学習成果の獲得に貢献するとともに教育目的・目標の達成状況を把握している。また、職員は自らの担当業務だけではなく、他の職員が担当する業務についても把握する意識を持つことにより、担当者が不在の時でも学生への対応ができる体制を目指している。</p> <p>学生の成績記録である採点簿、履修者名簿等については、規程に基づき適切に保管している</p>		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	3	<p>短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</p> <p>① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。</p>	<p>図書館では、毎年、新入生オリエンテーション期間中はクラス毎の図書館ツアーの時間を設け、図書館内で利用指導を行っている。図書館の開館時間は月曜から金曜までは9時から18時までで、土曜日、日曜日、祝日は休館とし、令和6（2024）年度は年間231日を開館した。また、長期休暇前や保育・教育実習時には貸出日数の延長と貸出冊数の変更を実施するなど必要に応じたサービスを提供している。司書は課題や実習で使う本の選び方、探し方について助言をしている。また、学生からの推薦絵本、新着図書、季節に合わせた絵本、ホームページに掲載した教員の推薦図書を展示するなど、学生の学習向上のために支援を行っている。令和6（2024）年度は、11月24日（日）の大学祭において、「大学祭DEおはなし会」と題した読みきかせイベントを開催した。当日は約30名の参加があり、地域との交流や学生の学びの発表の場として有意義な機会となった。</p> <p>図書館の運営について、司書は教員との連携を密にして学生への利用指導を行っている。教員は授業時間内での図書館利用を積極的に行い、授業内成果物である「絵本紹介POP」の展示も館内で行っている。入学時のオリエンテーション「図書館ツアー」の時間に、司書が丁寧に利用指導を行うことで、入学時に学生と司書の繋がりができ、その後の学生の図書館利用を促す一助になっている。</p>		
		<p>③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。</p> <p>④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。</p> <p>④ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている</p>	<p>教職員には全員に一人1台のパソコンを配備している。事務業務には、パッケージソフトを導入して、出欠管理や成績評価など事務分野と教育分野のデータを総合的に管理し、教育効果を高め、同時に学生への利便性向上をはじめ業務の正確性と効率を高めることにも寄与している。また、教員は、学生がパソコンとiPadの双方が使えるように、ICT保育や情報処理をはじめ様々な授業で、知識や活用方法を指導している。</p> <p>多様なメディアを高度に使用した学習ができるように、学内全てで学生は無線LANを利用できる環境である。なお、教職員は適切なセキュリティを施した有線LANを使用している。学生は情報処理室のコンピュータやプリンターを、授業で使用していない時間は自由に利用できる。積極的に利用できるようにオリエンテーションでの指導には学内無線LANを利用し、掲示確認や履修登録の方法を修得させ、ポータルサイトによって学生はどこからでも自身の学籍情報や就職情報を確認できるように指導している。</p> <p>管理に関しては、外部システムエンジニアと契約して点検、改善を行いセキュリティを含め運用に支障がないように努めている。学生への情報提供に教職員もコンピュータ利用技術を向上させて対応している</p>		
基準Ⅱ-B-2	1	<p>入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。</p> <p>学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にを行っている。</p>	<p>入学手続者に対して、「入学に関するご案内」を郵送している。入学式やオリエンテーションについての案内や健康調査票、個人データ票等提出書類を配付している。さらに、入学後の授業や学生生活についての不安を軽減し、保育者を目指す仲間とともに大学で学ぶ楽しさを実感するために、入学前に学内で2日間のワークショップを開催している。自己の探求プログラムと題したこのワークショップを経験することによって、他者との違いや自分らしさに気づく機会となり、入学後の仲間との親密性が高まっている。令和5（2023）年度入学生対象は12名の参加、令和6（2024）年度入学生対象は38名の参加、令和7（2025）年度入学生対象も38名の参加であった。</p> <p>また、入学者に対して入学前学習を実施している。保育を学びたいという意欲を持続して、入学後の大学での学びに繋がるように2種類の学習を提供している。一つは、外部業者作成の「入学前プログラム保育科コース」である。大学での授業の受講がスムーズになされるように保育についての基礎力を補完するための課題で、合格から入学までの間に定期的に3回にわたって課題が送付される。各回添削されて手元にもどり復習するというシステムで、学習のリズムの育成を促す一助となっている。二つ目は、教員による「プレ学習課題」である。例年、いろいろな分野の教員から、保育についての学びへの興味と期待が高まるようなテーマの記述を課題としている。一つ以上いくつでも関心のある課題に取り組み、入学時に各教員からフィードバックしている。令和6（2024）年度入学生には、6分野の6課題が示された。</p>		
	2	<p>入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。</p>	<p>学習成果の獲得に向けて、例年入学時と新学年開始時に、学習の方法や授業科目の選択の説明や学生生活のためのオリエンテーションを学年全体とクラスごとに分かれて丁寧に行っている。</p> <p>令和6（2024）年度の新入生オリエンテーションは、3日間を通して実施した。高校での学びと大きく異なる「大学での学び」について説明するとともに、具体的な教育課程や資格・免許、授業登録や単位の取得のしくみ、卒業要件についても指導している。学生によって取得資格・免許の組み合わせが異なり、授業選択も多岐に及ぶ。このためクラスごとの説明会の後、個別に相談を希望する学生を対象に相談会を設け、細やかな履修指導を行っている。また、学生生活の中で必須ツールとなるポータルシステム（ユニバーサルパスポート）及び、Gmailについての登録方法や使い方についての説明の時間も設定し、学生が各種連絡事項や各授業での学習に妨げが起きないように指導している。</p>		
	3	<p>学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</p>	<p>資格・免許に必要な科目が多く、自由に授業科目が選択できる余地が少なくなっているが、保育・教育職に就くものとして、少しでも興味・関心を広げ、幅広い教養と知識を修得できるような科目を設置している。入学後には、年間を通じての履修計画を作成できるように指導し、ユニバーサルパスポートによって通年の履修登録を行っている。また、10月に履修登録修正期間を設けて修正、追加を行うように指導している。</p> <p>大学生生活を楽しく充実して学習できるように、入学直後のオリエンテーションで、クラス単位でチームビルディングの研修を実施して、クラス委員の選出や自己紹介等を通じて大学生活を円滑に行えるように企画している。学生生活全般について奨学金、ハラスメント、アルバイト、悪徳商法等についても説明をしている。</p>		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	4	学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。	学習成果の獲得に向けて、「学生手帳」を毎年発行（ウェブサイト）している。学生手帳には、教育理念、教育方針とキリスト教教育について、「学校法人夙川学院」沿革の概要、学歌が掲載されている。本篇は、「履修ガイド」「カリキュラム（開講科目・免許・資格）」「学生生活ガイド」「学内施設の利用」「学則」で構成されている。また、「シラバス」はポータルサイトから閲覧できる。また、印刷物として「実習の手引き」「就職活動の手引き」を該当学年のオリエンテーションで配付している。これらは全て学生指導等において適宜活用している。		
	5	基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。	基礎学力不足の学生や逆に進度の速い学生、優秀な学生に対する配慮として、特別な補習授業を設定してはいないが、各教員が個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。例えば、授業形態「演習」の授業科目「こどもと音楽」では、初回に各学生の実技レベルを確認し、これによって担当者別にグループ分けをし、10名前後の少人数で指導を行っており、学生の進度に応じた対応ができています。授業形態「講義」の授業では、教科書による基礎知識の理解に加え、参考資料および視聴覚教材やパワーポイントを駆使してより具体的に深く学べるよう工夫している。		
	6	学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	学習上の悩み等の相談には、クラスアドバイザー、当該科目担当の他、学生相談担当の教員が対応しており、必要に応じて複数の教員で随時指導助言を行っている。教員と学生との関わりは密で、教員は個人面談や授業を通じて、学生の学習・生活状況を把握し、学習上の悩みや対人関係の悩みなどの相談にもきめ細かく対応している。専任教員のオフィスアワー（週1回）も利用できる。学生相談室でも学習上の相談を行っている。 学習支援の一環として、特定科目（「保育実習指導」などの必修科目）の出席状況を調査し、出席不良の場合にはそのアドバイザーが個別に対応し出席を喚起するなどしている。時には、その理由や学力不足の場合の対応を丁寧に本人と話し合うとともに、個人情報に配慮のうえ学科運営会議や学務委員会で共有している。その後は各教員が意識して声をかけたり、学生の様子を観察したりして、適宜、状況に応じた対応を行っている。また、学習面での配慮や支援が必要と思われる学生に関しては、授業科目担当教員からの報告を受けて毎月の学科運営会議で共通理解がもたれており全教員によって支援を行っている。		
	7	通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。	本学では通信を行う学科・専攻課程を設置していない		
	8	進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	進度の早い学生や優秀な学生に対して、能力に応じた学習上の配慮や学習支援を行なっている。音楽関連の授業では授業内クラス分けにより上級者には高度な課題でより高い技術を習得している。保育英語でも能力に応じた幼保英検受験を想定して授業を構成している。学生個々の優秀な分野の技能向上を目指して多様な資格を学内で取得できるような体制を整えて技能向上を奨励している。		
	9	留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。	本学への留学生及び留学生の派遣の希望者はいない現状が続いている。		
	10	学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している	授業における学習成果の獲得状況は、各授業において、定期試験等シラバスに定める評価方法により100点満点で得点化し「成績評価の基準と方法」に則りSABCEF評価で表記している。教員は、この成績評価と授業評価アンケートを指標として学習成果の獲得状況を点検して、より有効な学習支援の方策になるように授業方法を改善している。成績評価と面談状況や学科運営会議での情報共有等から、個々の学生についての更なる細やかな支援につなげている。		
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている。	1	学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。	学生の生活支援の基本方針として本学では「愛と誠実」の教育理念の下、教職員一体となって学生の立場に立った親身な指導と誠実な対応を心掛けている。クラスアドバイザー制をとっており、1クラス30名前後のクラスに、それぞれアドバイザーを配置して入学から卒業までサポートをしている。アドバイザーは教務関連だけではなく様々な相談や連絡の窓口となり、学生生活全般にわたって学生の状況を把握すると共に指導し支援を行っている。また、すべての専任教員は週1回のオフィスアワーを設け、アドバイザー以外の教員にも学生が自由に相談できる体制を整えている。 組織としては学務委員会の下に学生支援部会を置き、学務センター長補佐（学生支援担当）が取りまとめ、それを学務センター長が把握し必要な助言を行っている。審議事項については学務委員会で審議し、案件によっては学科運営会議で審議し、教授会で報告、共有されている。学生支援部会は、学生生活全般に対する指導・提案、奨学金や懲戒などに関する審議を行うとともに、学友会（学生自治組織）行事など学生主催行事の指導・支援、地域を含む課外活動への援助などにも対応している。 学生生活全般について窓口としては短期大学事務室（学生支援担当）が対応し、指導ならびに事務処理を行っている。主な内容として、学生生活に必要なさまざまな事務手続き、授業料の納付関係（延納・分納）、学友会やクラブ・サークル活動の相談などがある。また、「学生相談室（カウンセリング室）」を設けて、学生の精神面のケアも行っている。	学生の生活支援の内容は多岐に渡るため、関連する担当者も多岐に渡ることから、丁寧な情報共有等のためのフローの確認が求められる。	
	2	クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。	学生が主体的に参画する活動としては、学友会が挙げられる。学友会は、学友会会則に則って、会員相互の信頼と友愛を基に、その親睦を図り、学生生活を向上させ、本学の発展に寄与することを目的として組織されている。学友会執行部は「学生大会開催に関する内規」に基づいて学生大会を開催して運営にあっている。学友会執行部には会長・副会長・会計・書記の役職を置き、令和6（2024）年度は8名で活動し、夏祭りや大学祭などの行事を行った。役員間の引継ぎが円滑に行われ、新役員が活動しやすいように学生支援部会が学友会活動を支援している。学友会は、学生大会、大学祭などの諸行事を企画・実施し、またクラブ予算の管理等を行なっている。	学友会執行部の構成員および担当教職員の変更に合わせて、柔軟に情報の引継ぎおよび共有を行うためのプラットフォーム等の検討が課題である。	
	3	学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	学生の憩いの場として、学生ホールが設置されている。学生ホールは明るく落ち着いた雰囲気のある空間で、座席数200席である。学生ホールには2024年度より無人売店「POP GARDEN」を設置し、軽食の販売を行なっている他、電子レンジ、湯沸かし器ポット、各種自動販売機を設置している。また、全学生に個人ロッカーを配備している。トイレ個室内の更衣台や多目的ホールの「だれでも更衣室」等、個室の更衣室も設置し学生生活の充実と利便性の向上に貢献している。	無人売店における商品代金の未払い等の問題が生じ、学生への注意喚起等が必要である。	

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	4	宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。	他府県から本学への進学を検討している受験生に対しては、入学前よりオープンキャンパス等で提携不動産業者から短大近隣や通学に便利な駅の学生専用マンションや賃貸マンションを紹介している。提携不動産業者を利用することによって、早めに賃貸契約を開始しても、契約開始日は入居日から仲介手数料が50%となるなど一般よりもよい条件で物件を選択することができる仕組みとなっている。また大学から一番近い大学指定学生マンション「Pensione大塚町」は、大学まで徒歩8分、人通りの多い道路沿いで、スーパーも近いため、多くの学生が入居している。		
	5	通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。	本学は最寄り駅から徒歩13分という利便性の良い立地に所在しているため通学バスは運行していない。学生の通学については公共機関を利用し、自動車やバイクでの通学は禁止している。また、自転車通学については、駐輪場を設け、自転車保険加入等の必要事項を確認したうえで、申請により自転車通学を許可している。	申請をせずに近隣敷地への無断駐輪の問題が相次いだため、学生の指導や見回りを強化したが、学生への申請の必要性及び方法の再周知が課題である。	
	6	奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。	本学では、各種奨学金を設け、学生への経済的支援にあたっている。学外の奨学金として、日本学生支援機構の奨学金があり、2024年度は給付型（前期58名、後期60名）、貸与型（計220名）が利用している。学内（本学独自）の奨学金としては「学業継続支援奨学金」「成績優秀者奨学金」「後援会奨学金」「社会人入学奨学金」「就職支援奨学金」が設けられている。 各奨学金は、「奨学金支給規程」により運用が定められている。「学業継続支援奨学金」は経済的理由により学費納入が困難な学生に、「成績優秀者奨学金」はGPAが3.5以上で規定の単位を修得している学生に、「後援会奨学金」は、学業途中において家庭の経済事情等により、修学困難に陥った学生にそれぞれ審査を経て支給される。「社会人入学奨学金」は社会人入学制度により入学した1回生の内、学業および学生生活に対して熱意をもって取り組むで人物が良好である者を対象としている。さらに、本学の付属園（夙川学院ソレイユ認定こども園・短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園）に就職が内定し、保育者として働くことを強く希望している者に対して「本学付属園就職支援奨学金」が設けられている（別表★）。 また、令和2（2020）年度から始まった「高等教育の修学支援新制度」では機関要件の確認申請を行い、その後も毎年度更新申請を行い、継続して対象機関に認定されている。 これらの奨学金に関する相談・手続き等は短期大学事務室の学生支援担当者が取り扱っている。なお、募集の概要は学生手帳に明記し、募集を開始する際には学内掲示板、ポータルサイトにて周知した上で、説明会を開催している。	奨学金制度が複雑化していることにより、学生および保護者への、より丁寧な説明が求められている。	
	7	学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。	学生の健康維持・増進および病気やケガの応急処置のために「保健室」を設けている。なお、保健室には、ベッド1床が置かれ、短期大学事務室の職員がケガや体調不良の学生の応急処置にあたっている。 「学生相談室」は、学生生活におけるさまざまな問題の相談を受け、その解決に向けて支援することを目的としている。学生相談を兼務する学科専任教員1名（公認心理士）、非常勤カウンセラー1名（臨床心理士 週1回）で学生の相談にあたっている。来室する学生には友人関係・家族関係や実習に関する悩み、就職や修学上の問題を抱える傾向がある。学生が相談できるように昼休みや放課後を使って相談・カウンセリングを行うなど、柔軟に運営するよう配慮している。また、学生との関わり方に関してコンサルテーションを行うなど、教職員や保護者の相談にも対応している。令和6（2024）年度は前年度同様にメール、電話による相談も継続して受け付けた。 また、学生全員の健康診断を毎年の年度初めに行い、健康管理をしている。入学時に提出する健康調査票を基に学生相談の教員が中心となって学生の健康状況を把握して、必要な場合は教員で共有し、適した支援ができる体制を整えている。		
	8	学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。	学生生活に関しての学生の意見や要望の聴取は、大学・短期大学基準協会の「短期大学生調査」の調査結果を利用して点検している。また、即時対応の観点から「意見箱」を設置し、寄せられた意見や要望については迅速に対応策を検討して回答を学内で公表している。令和6（2024）年度の投書は、16通であった。その他、教職員が聴取した学生からの意見については随時共有して、学校の満足度や学生支援サービスについて改善に努めている。		
	9	留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。	現在、留学生は在籍していない。		
	10	社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。	本学では、社会人について、社会人入学選抜の体制を整えている。この選抜による入学者には「社会人入学奨学金」を整えている。また、平成30（2018）年度より毎年、兵庫県の委託訓練事業として兵庫県立神戸高等技術専門学院から保育士養成の委託訓練生を受け入れている。また、本学卒業生が、卒業時に取得できなかった資格・免許状の取得を希望する場合には、科目履修生としての受け入れを行なっている。		
	11	障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。	障がい者の受け入れのための施設設備のバリアフリー化については、兵庫県「福祉のまちづくり条例」に掲げる特定施設整備基準に適合したものであり、支援態勢が整えられている。また、学生からの申請に基づき、学生および担当教員で検討した上で、学生生活における合理的配慮を行っている。	合理的配慮の内容が多様化しているため、教職員の研修等での対応技術・知識の向上が必要。	
	12	長期履修生を受入れる体制を整えている。	平成27（2015）年度より、本学に「長期履修制度」が開設された。本学の長期履修制度は、学則第45条の4に規定し「長期履修生規程」に則って運用されている。通常2年間で終えるカリキュラムを3年間で修得するもので、長期履修生用のカリキュラム・マップを作成し、これに基づいて時間割を編成している。本制度の適用を希望して申請する者は、明確な目的意識を持つ者と定めている。長期履修の通学コースは、授業時間を午前中2時間までとし、午後の時間は資格取得のための勉強時間をあてたり、経済的困難を抱える学生が学業を継続するためにアルバイトをしたりできるように設定している。 令和5（2023）年度より、学生のライフスタイルに合わせた学び方を選択できるように、「長期履修・通学コース」に加え「長期履修・オンラインコース」を設定した。通信制高校で学ぶ高校生が増加する中、学びの時間も多様な選択ができることはその実情に寄り添うことと考えたためである。オンラインコースの学生は原則週1回の登学とオンラインとオンデマンドの授業を自宅受講する。担当教員は多様な授業環境に対応できるよう、参考資料および視聴覚教材やパワーポイントを駆使してより具体的に深く学べるよう工夫している。		

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

【テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援】

基準Ⅱ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	13	学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。	学生が主体的に企画・実行し、地域社会への貢献を目的とする課外活動を奨励し、学生支援部会が情報の提供および支援をしている。学生が主体的に企画し、実施するオリジナリティのある課外・自主活動を支援するため「課外・自主活動奨学金」を設け運用している。採択された団体は活動状況の公開や成果報告書の提出することで、活動資金の補助を受けることができる。また、地域連携や社会貢献等の一環として行うボランティア活動を奨励し支援するために認証制度を活用し、積極的に評価している。	ボランティア活動の認証評価制度は2024年より始まった制度であるため、今年度は認証対象者数が少なかったが、次年度以降に継続して積極的に評価していきたい。	
基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。	1	就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。	就職支援のための教職員の組織としては、学務委員会の中に学務部長補佐（就職担当）、教員、学務課員で構成する就職担当部会を置き、運営している（提出資料－規程集：学務委員会規程）。学生に必要な支援内容やその実施に向けての検討を行い、学生の実情に合う支援が実現できるよう取り組んでいる。採用活動を取り巻く社会情勢が年々まるまる傾向の中、早期からの情報収集や進路支援の改善に努めている。 また、本学では、クラスアドバイザーが個々の学生に対してきめ細かい進路支援を行っている。クラスアドバイザーによる個人面談は、全学年で行い、進路についての相談の時間としている。学生自身の職業に対する考えを確認し、それら進路希望の経緯はスプレッドシートにて就職担当と情報共有することが可能となった。このため、卒業後の職業決定については、アドバイザーと就職支援担当が連携して継続的な支援をおこなう契機となっている。	・就職活動が早まる傾向にあることから、クラスアドバイザーと継続した連携をより強めていく。 ・新卒年度生を対象とした就職オリエンテーションでは、開始時期を検討し、より有効的な方法を模索する。	
	2	就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。	学生の就職支援のための施設として「キャリア支援室」を有し、実務経験のある専門の職員が配置され、キャリア支援室には学生が自由に資料を閲覧できるスペースを設け、園・施設・企業の求人ファイル、卒業生の受験結果報告書、編入学資料ファイル、就職関連冊子等を整備している。また常時、個別の相談や就職に関する書類作成の指導ができるスペースも設けている。掲示板には、学校受付の求人をはじめ就職フェア、合同説明会の案内等を掲示している。また、ポータルシステムを通じて、随時、新着求人票を紹介している。令和6（2024）年度は概ね週1回の頻度で、合計51回の配信を行った。	・卒業年度生への支援だけでなく、1年生が入学時に思い描いている保育、福祉の仕事に対する意識を維持していける学内の取り組みを検討する。	
	3	就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。	本学の学生の多くは保育所、幼稚園、認定こども園を就職先として希望しており、出身地も広範囲にわたる。個別の進路相談や学科教員との連携により、一人ひとりの学生の希望に沿った丁寧な進路支援を行っている。令和6（2024）年度は就職活動の基礎的な知識の指導の為、卒業予定学生を対象に「就職活動の手引2024年」を作成、新学期のオリエンテーションにおいて出席者全員を対象に説明をおこなった。手引の内容は「就職活動の心構え、就職先の選択、就職活動の流れと手順、面接試験対策、履歴書の書き方」など、就職活動の開始から内定を得たあとの事務手続きまで、就職活動における一連の流れが把握できるようにまとめた。就職活動における個別の対応については、キャリア支援担当職員と教員が連携して支援にあたり、個別のニーズに合わせたきめ細やかな相談業務を行っている。また、公務員志望者が、採用試験対策に取り組みやすいよう平成27（2015）年度からは本格的に公務員試験対策に取り組み、公立の園、学校への就職を希望する学生のために採用試験に必要な情報を提供している。実践的な力を養うプログラムとして学生負担なしで外部から公務員試験セミナーの講師を招き、学内で対策授業を受講できるようにしている。兵庫県立神戸高等技術専門学院より学外委託訓練として受け入れた職業訓練生については、個別の就職相談と面談を連携して行い、令和6（2024）年度においては、訓練生全員が就職（100％）となっている。	・新学期のオリエンテーション時の他に、就職支援に関するセミナー等の実施方法を模索し、その内容を検討する。 ・公務員受験対策については、学生支援担当とさらなる連携を進め、学生が受験先自治体の情報把握、受験しやすい状況を整えていく。	
	4	学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	本学は兵庫県を中心に大阪、四国、中国地方にも多くの保育士、幼稚園教諭、保育教諭を送り出している実績から多数の求人がある。これらを反映して、就職希望者の就職率は100％を達成している。このうち保育所・幼稚園・認定こども園・施設に就職する学生は90％である。ほとんどの卒業生が、専門の資格・免許状を活かした職に就くことができている。毎年9月から学生の進路状況を学務委員会で共有し、教授会で報告している。教職員は集計された進路状況を把握して、内定の決まらない学生への就職支援に活用している。	・就職試験の受験動向の把握と就職内定者の速やかな書類提出方法について検討する。 ・進路希望調査の時期、方法、書式について検討する ・早期離職防止のための対策について検討する	
	5	進学、留学に対する支援を行っている。	卒業後の留学については希望する学生はいない。進学についても令和6（2024）年度は該当がなかったが、他大学への編入学についての情報や相談窓口はキャリア支援室で行っている。	・留学、編入学への希望者に対し、的確な情報提供ができるよう収集方法を整備する。	

〈プレ学習課題テーマ一覧〉

	分野	テーマ	教員名
I	文章・絵本講座	お薦め「絵本」の紹介文を書こう	三木
II	教育課程論	あなたにとって、「理想の教師」とはどんな先生でしょうか	弘田
III	音楽	音楽鑑賞について	井本
IV	特別支援教育	障害のある人たちを描いた絵本・漫画を1冊読んで、紹介してください	中塚
V	保育	「子どもと遊び」という言葉から	川谷
VI	教育心理学	なぜ心理学を学ぶ必要があるのか	植田
VII	身体表現	乳幼児期の発達段階における身体表現遊びの重要性	川戸
VIII	保育	身近な植物を使った自然遊びを考えよう	上田
IX	造形	皆さんの子どものころ（5歳くらい）の印象に残っている作品製作	辻本
X	乳児保育	0歳から3歳未満の子どもに読んでみたい絵本	川戸
XI	こどもと体育	絵本の中に、子どもが運動あそびをたのしむもの	松坂

〈神戸教育短期大学独自の奨学金〉

神戸教育短期大学独自の奨学金		令和6年(2024)年度実績	
奨学金種別	支給額	採用予定人数	採用実績
学業継続支援奨学金	上限25万円	収容定員の2% (約5名)	1名
成績優秀者奨学金	一律10万円	3名	1名
後援会奨学金	上限20万円	6名程度	3名
社会人特別奨学金	30万円	若干名	1名 *

*採用者が懲戒処分を受けたため、奨学金は返還済み。

〈本学付属園就職支援奨学金〉

神戸教育短期大学独自の奨学金		令和6年(2024)年度実績	
奨学金種別	支給額	採用予定人数	採用実績
就職支援奨学金	20万円	1名	1名

〈2024年度 5 月進路状況(2024 年 5 月 30 日現在)〉

人数		内定者の雇用形態						内定率		
		内定者数			正規職員		非正規職員			
		男	女	計	男	女	男		女	
就職希望者計 (A)		7	90	97	-	-	-	-		
就職	公立	公立保育所	0	0	0	0	0	0	0	0%
		公立幼稚園 こども園	0	1	1	0	0	0	1	1%
		公立小学校	1	0	1	0	0	1	0	1%
		特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0%
	私立	保育園	0	22	22	0	21	0	1	23%
		幼稚園	0	3	3	0	3	0	0	3%
		認定こども園	1	48	49	1	45	0	3	51%
		施設	2	10	12	2	9	0	1	12%
企業	3	6	9	2	4	1	2	9%		
自営業主等	0	0	0	0	0	0	0	0%		
内定者計		7	90	97	5	82	2	8	100%	
非就職	人数		希望者数							
			男	女	計					
	進学者		0	0	0					
	アルバイト・パートタイム		0	0	0					
	上記以外の者	進学準備	0	0	0					
		就職準備	1	2	3					
		本学科目等履修生	1	4	5					
	不詳		0	0	0					
非就職及び不詳者計 (B)		2	6	8						
卒業者合計 (A) + (B)		9	96	105						

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	1	短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。	大学の教員組織は令和6（2024）年度、当初専任の教授3名、准教授5名、専任講師5名の計13名であった。教員採用において、教授相当の人材を募集したが適材に恵まれなかった。設置基準4名に満たないため、年度内に業績において教授相当である准教授を昇任させ、教授4、准教授4、専任講師5名の構成とした。		
	2	短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。	専任教員は短期大学設置基準第22条に定められた教員数13名を充足している。		
	3	専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。	全教員は、大学の理念に基づいた教育方針を理解、共有し、教育・研究活動に活かすよう努めている。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物の発表、その他の経歴等、短期大学設置基準第7章の規定を充足している。教育研究業績等は、本学科の課程認定の変更の際に詳細を確認した他、年度ごとの研究成果は各教員が自己評価の一部として学長に報告している。		
	4	教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。	カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づき、必要な科目を開講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員を配置している。教員配置は、本学ホームページと「シラバス」で公表している。実習指導の専任教員と非常勤講師は、実習記録や指導案の指導に多く携わることから、とくに保育現場での経験を重視して採用するよう努めている。		
	5	非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。	非常勤の採用においては、専任教員に準じ、研究業績やその他の経歴、教育歴を確認し、「教員選考規程」と「教員選考規程細則」に則り、主に学科長が責任を持って審査し、採用に至っている。		
	6	教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。	補助教員は配置していない。		
	7	教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。	教員の採用および昇任に関しては、「教員選考規程」と「教員選考規程細則」に則り、教員審査委員の決定の下に、本学独自の協議をする。それを基に教授のみによる人事教授会での議決を経て、学長がその任用を理事長に推薦した上、理事長が最終的に決定する。審査においては、教育研究業績を重視すると共に、学内管理・運営活動ならびに地域・社会活動における業績も対象として行う（86.教員選考規程、87.教員選考規程細則）。	教員選考については、「教員選考規程細則」に定められた業績のポイントを評価基準としているが、分野によってポイントの取り扱いが異なるため、検討を加えてきた。令和5（2024）年には、分野に拠る論文執筆形態の異なりを解消するよう「教員選考規程細則」を一部改正しているが、他学でキャリアを積んだ教員の採用にあたり、他学との基準の異なりの是正が課題となっている。	
基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	1	専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。	研究成果の公表については、各教員が、こども学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、保育及び教育にかかわる研究成果をあげており、著作の刊行、学会誌への論文等の寄稿、学会発表等の方法によって研究成果を公表している。専任教員個々の研究活動の成果に関しては、本学ホームページ上の教員紹介欄に記載して外部に公開している。	論文発表や学会活動等を推進する取り組みについて研究委員会で検討する。	
	2	専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。	令和5（2023）年度外部資金の獲得状況については、令和3（2021）年度より教員1名が継続課題で「学術研究助成基金助成金基盤研究C」の研究代表者となっている。科学研究費補助金及び外部研究費の新規申請を推奨するため、担当職員を通じて全教員で申請に関する情報を共有している。	外部資金獲得に向けて、公募情報の周知を充実させて申請を推奨するとともに、事務的手続き等をさらに整えわかりやすく周知し、確実に経費執行できるようにする。	
	3	専任教員の研究活動に関する規程を整備している。	専任教員の研究活動に関する規程としては、「研究委員会規程」、「個人研究費制度内規」、「特別研究助成金交付規則」、「科学研究費補助金取扱規程」、「競争的研究費に係る間接経費の取扱内規」、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動の推進を図るとともに、研究上の不正に対する対応を周知している。	各規程を適宜改訂し、研究活動の推進において実情に合わせた取り組みを行う体制を整えとともに、研究上の不正が起こった際の手続きについて明確化する。	
	4	専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。	研究倫理の遵守に向けては、公的研究費の運営・管理に関して「科学研究費補助金取扱規程」を定めるとともに、公的研究費最高管理責任者、コンプライアンス責任者を設置し、適切な使用の制度化に努めている。あわせて、全専任教員に対して、オンデマンド形式の研究倫理教育プログラムの受講を必須化している。また、令和4（2022）年度より新たに研究倫理委員会を発足させ、「研究倫理委員会規程」および「研究倫理規程」を制定した。令和6（2024）年度はそれに基づいて、研究計画の立案及び実施に関する審査を行った。今後も研究倫理に関する方針の策定、啓発、倫理教育の計画、研究活動における不正防止のための研究環境の改善や整備について取り組んでいく。	研究倫理委員会と研究委員会がより連携し、研究倫理を遵守した研究の推進を図っていく。研究倫理規程を適宜改訂し、啓発を行う機会の設定について検討していく。	

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	5	専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。	<p>学内の紀要として『神戸教育短期大学 研究紀要』（以下、『研究紀要』）及び『神戸教育大学 教育実践研究紀要』（以下、『教育実践研究紀要』）を刊行し、専任教員が研究成果を発表する機会を確保している。紀要の刊行については「研究委員会規程」及び「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に審議事項として明記し編集体制を定めており、『研究紀要』に関しては「紀要投稿取扱要領」を、『教育実践研究紀要』に関しては「教育実践研究紀要の発行および編集に関する内規」をそれぞれ定め、投稿及び編集に関する手続きを明確化している。また、各規程についての見直しも随時当該委員会で検討している。</p> <p>両紀要は本学ホームページ上で公開するとともに、「オープンアクセスリポジトリ推進協会（JAIRO Cloud）」及び「J-STAGE Lite」に加入して外部に公表している。</p> <p>『研究紀要』は一原稿につき抜刷30部、『教育実践研究紀要』は一原稿につき本編10部を執筆者に提供し、研究公開の一助としている。令和6（2024）年度は、『研究紀要』第6号〔令和7（2025）年3月発刊〕に論文2本と作品・解説2本が、『教育実践研究紀要』第7号〔令和7（2025）年3月発刊〕に論文2本が掲載されている。</p>	『研究紀要』や『教育実践研究紀要』についてはより質の高い論文等を掲載するため、取扱要領や内規を適宜改訂し、投稿や編集に関する手続きを精緻化していく。	
	6	専任教員が研究を行う研究室を整備している。	全専任教員に個人研究室と一人1台のパソコン等、基本的な設備・備品を提供している。		
	7	専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。	学内研究費として、専任教員（任期付き教員を含む）の個人研究費を助成するとともに、週1日の研究日を確保して、研究活動の推進に努めている。		
	8	専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。	専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等を制度化するため、「短期海外研修に関する内規」を定めている。		
	9	FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。	<p>FD活動についてはファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づき行われている。教育の改善に取り組むため、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの中で、授業評価アンケートで評価点検し次年度の授業改善を行うという形で、学生の学習成果の獲得を重視して活動している。</p> <p>授業担当者には授業評価アンケートおよび授業改善報告書に対する授業担当者のコメントに加え、令和元（2019）年度より授業改善報告書の作成を課している。これらは学期ごとに実施され、授業を振り返ることにより改善を報告書という形で明確にし、次回の授業をよりよいものにするよう努めている。授業評価アンケートの授業担当者のコメント、授業改善報告書については、学内で公表している。また、前述（基準Ⅱ-B-3）の「意見箱」から学生の授業に関する意見を即時的に聴取できる。授業に関しての疑問点や教員への不信等授業改善についての要望が寄せられた場合、ファカルティ・ディベロップメント委員会は該当教員との話し合いを持つなど適宜対応し、教員は授業・教育方法の改善を行なっている。</p> <p>平成28（2016）年度から始めた授業公開を引き続き実施している（令和4（2022）年度より「公開授業」から「授業公開」に名称変更）。現在は本学全教員（非常勤講師を含む）の授業公開期間中の全授業が見学対象で、本学教職員及び非常勤講師は相互に授業を見学することができる。令和6（2024）年度は、前期の6月3日から6月28日と後期の11月27日から12月24日までの期間で見学希望者を募り、前期は517コマ、後期は507コマの授業を見学対象授業とした。</p> <p>授業公開は教員相互に有意義な活動とするために、参観者は、授業参観後に感想や改善点等を記した「公開授業後の振り返りシート」を提出し、相互に意見交換することで授業者と参観教員双方の授業改善に役立っている。</p> <p>令和6（2024）年度のFD研修会では、第1回目に「チームビルディング」の講習会を受講し、教員が学生に実施することを想定したチームビルディング手法を実際に体験し、授業への応用方法を学んだ。第2回目では「障害者差別解消法・合理的配慮」についての講習会に参加し、大学における障害のある学生への合理的配慮に関する具体的事例を共有するとともに、関連する法制度（障害者差別解消法等）の基本的理解を深め、教員としての理解と対応力を高めることができた。これらの研修で得た知見は、授業方法の改善や学生支援の充実に活かされている。</p> <p>また、ファカルティ・ディベロップメント委員会は『神戸教育短期大学教育実践研究紀要』を発行している。教員は授業についての知見を共有し、授業・教育方法の改善に活用している。令和6（2024）年度は『神戸教育短期大学教育実践研究紀要』第7号に2論文が掲載されている。（別表基準A-2）</p>	今年度においても、授業公開の参加率低下が改善されないことから、今後の対策として、参観制度の柔軟化・ICT活用による参加促進を考える必要があると思われる。また、入学当初から合理的配慮が必要とされる学生への対応体制は一定程度整備されているが、正式な診断はないものの発達特性があり、学習や生活上で支援が必要となる可能性がある学生（以下、特性未診断学生）については、早期発見と適切な支援が十分とはいえない。このような学生への対応など、教育現場の実情に即した課題への早期対応は、学生の学習成果と教育の質を高める上において必要である。今後は、このような学生を含む支援体制の強化を重点課題として、PDCAサイクルをさらに実効性あるものに発展させることが必要である。	特になし
	10	専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している	専任教員は職員も加わった学務委員会等の各種委員会に参画することで各部署やキャリア支援室等と連携しながら学習成果の確認・向上に努めている。定例開催する学科運営会議では各委員からの報告を受けて大学全体の動きを把握する場となっている。	教員の授業参観が少数数であることから、授業改善は個別の取組みにとどまり、教員間の共有・意見交換が十分でない。学生の多様化や教育内容の高度化により、教員が単独で改善を進めるだけでは学習成果の最大化が難しいと思う。今後の改善策として、各教員が学期ごとに最低一回、他教員の授業を参観することを必須とし、参観後には、フィードバックミーティングを設け、短時間で率直な意見交換を行い、具体的な授業内容や指導方法などの授業改善策を協議する必要がある。この取り組みにより、教員同士の実践共有が進み、授業内容および指導方法の質が向上することが期待される。さらに、改善された授業は学生の学習意欲や理解度を高め、結果として学習成果の向上へとつながる。	特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源)

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅲ-A-3 学生の学習 成果の獲得 が向上する よう事務組 織を整備し ている。	1	短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。	専任教員は職員も加わった学務委員会等の各種委員会に参画することで各部署やキャリア支援室等と連携しながら学習成果の確認・向上に努めている。定例開催する学科運営会議では各委員からの報告を受けて大学全体の動きを把握する場となっている。		
	2	事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。	事務職員は、担当する事務を遂行するためOJTなどを通じて専門的知識の習得に努め、専門性をもって職務にあたっている。また定期的を実施するジョブローテーションが職員の専門的知識をさらに深めることに有効となっている。		
	3	事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。	他法人の大学・短期大学等での事務経験が豊富な人材を事務局長として事務職員への指導や業務上の相談・対応を行うことで、事務職員のスキルを向上させるとともに業務が円滑に遂行できる体制をとっている。所属や業務を兼務することで幅広く学校事務のスキルを身に付けることができる環境である。情報セキュリティについては専門業者へ外部委託し、その社員が本学事務所で業務に従事している。スタッフ・ディベロップメント委員会は、SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。		
	4	事務関係諸規程を整備している。	事務職員は、「組織規程」、「事務分掌規程」に基づき業務を遂行しており、「事務処理規程」、「事務処理規程別表」、「文書取扱規程」、「公印取扱規程」、「学校会計決裁規程」、「文書保存規程」、「スタッフ・ディベロップメント委員会規程」、「危機管理規程」、「防火等管理規程」等事務職員関係の諸規程を整備し、その諸規程に基づき業務を執行している。		
	5	事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。	事務室は1階に配置され、事務処理に必要なパソコンは職員全員に整備しており、プリンターや複合機をはじめ必要な事務機器を備えている。情報セキュリティ対策を施した学内ネットワークを整備し、教職員が使用するシステムを用いてデータ管理や情報の共有と業務の効率化を図っている。		
	6	SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	スタッフ・ディベロップメント委員会は、SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している(提出資料-規程集:76.スタッフ・ディベロップメント委員会規程、備付・57)。 令和3(2021)年度のSD研修は、教職員の職場環境を改善し、教育研究活動及び職務の充実に支援の観点から、外部講師による「職場のハラスメント防止のためにセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの基礎知識-」を実施した。令和4(2022)年度は、第1回目はコロナ禍から引き続き本学においても経済的に学修継続が困難で、奨学金受給希望者の学生が増加している状況であった。そこで教職員全員が、対象となる学生のニーズに対応した支援ができるように奨学金の種類や申し込み方法についての研修を実施した。第2回目は、コロナ禍において身体的、精神的な悩みを抱え支援を必要とする学生に対しての対応を踏まえて、外部講師による「キリスト教教育が目指すもの」を実施した。令和5(2023)年度は、教職員に必要なポータルサイトの知識及び技能を習得することを目的に「ユニバーサルパスポートシステムの活用について」の研修を実施した。学生と直結するポータルサイトシステムである「ユニバーサルパスポート」について、教職員の技能向上を図り業務の推進、改善を目指した。特に、出欠管理システム導入に伴うシステム機能の活用方法を教職員全体で共有することを目的に行った。また第2部として「神戸教育短期大学の"これまで"と"今後"」と題した研修を行った。本学の歴史がどのような歩みを持っており、今後どのようなビジョンを持ちどのようなアクションプランを持って発展しようとしているのかといった、教員・職員が共通の理解を持ち、一致団結して業務を推進するための共通認識の醸成を目的に行った。 令和6(2024)年度は、令和3(2021)年度と同様に外部講師による「職場のハラスメント防止のために-ハラスメントの基礎知識-」の講習会を再度実施した。再度実施したことにより、知識の定着と理解の深化を図るとともに、職場におけるハラスメント防止意識の継続的な向上を促している。研修会に参加した教職員には感想として「振り返りシート」の提出を求め、全員の提出を得て一定の成果があったと考えられる。	職員が安全かつ円滑に職務を遂行し、教員間での協働を促進するためには、職場全体におけるハラスメント防止への意識を一層高めることが求められる。そのためには、知識の定着だけでなく具体的な対応力の強化や研修で得た知識が職場で定着しているかを確認すること、さらに、必要に応じて再研修や指導を行い、ハラスメント防止意識の向上を図ることが必要がある。	特になし
	7	日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。	事務業務については日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行っている。「学務部業務工数管理表」を活用して丁寧かつ効率的に業務が遂行できるように日々改善に努め教育研究活動等の支援を図っている。		

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	8	事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。	事務職員は、事務分掌により教務、学生支援、就職、実習、ファカルティ・ディベロップメント等、それぞれ担当部署が決まっている。学生の学習成果の獲得が向上するように、日常に起こる学生の支援に関わる業務や相談等については、各担当教員と常に連絡を取り緊密に連携している。職員間では毎朝の朝礼で各部署の日常的な業務について周知・共有し、定例の学務連絡会では、教授会の決定事項を共有して業務にあたっている。		
基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	1	教職員の就業に関する諸規程を整備している。	神戸教育短期大学の教育目標を実現するため、教員および職員の就業については、令和2（2020）年に関連法に則した新しい就業規則、及び関連諸規程を定め、人事管理はこれらの規則、規程のもとに適切に行われている。教員の採用、昇任等についても、「教員選考規程」等に基づき適切に行われている。		
	2	教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。	規程集等は事務所に備え付けるとともに、電子ファイルを本学のサーバーの共有フォルダに格納し、法人事務局及び短期大学事務局が常時最新のものに更新する方式をとっている。令和3（2021）年以降は、神戸教育短期大学への校名変更を規程名に入れ込みながら、規程の細部について現状に合致するよう、細かな見直し・修正を行っている。規程の見直し・修正については教授会で審議して決定事項としている。		
	3	教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。	教職員の出勤・退勤・残業や有給休暇等の勤怠管理は、専用の勤怠管理システムを導入し、法人事務局で適切に一括管理している。		

〈『神戸教育短期大学教育実践研究紀要』第7号の投稿の内容と本数〉

〈第1類〉 大学教育の理念や思想に関するもの	0
〈第2類〉 大学教育の制度、法およびその運用に関するもの	0
〈第3類〉 大学における専門教育に関する方法、技術、課題に関するもの	1
〈第4類〉 大学教育に適した教具・教材の開発およびその利用効果に関するもの	0
〈第5類〉 大学生の心身の特性と教育のあり方に関するもの	0
〈第6類〉 その他、大学教育の実践に関するもの	1
合計掲載本数	2

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源)

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	1	校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。	校地面積は、短期大学設置基準を十分満たしている。		
	2	適切な面積の運動場を有している。	運動施設として多目的ホールを有している。		
	3	校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。	校舎の面積は、短期大学設置基準を十分満たしている。		
	4	校地と校舎は障がい者に対応している。	身体に不自由がある学生はエレベーターを使用して移動でき、車椅子用のトイレも設置し障がい者に対応している。		
	5	教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。	教室は150人対応の大教室から50人教室まで、受講人数に応じたサイズの教室が設置されている。各教室には、パソコン1台・AV機器・プロジェクター等を設置している。専任教員には研究及び授業に使用するために1台ずつパソコンを貸与している。また、教員への貸し出し用パソコン5台を学務部で保管し、必要に応じて貸出しをしている。 実習室、演習室に関しては、情報処理室、小児保健室、模擬保育室、図工室、音楽室を設置している。保育士、幼稚園教諭において必須となるピアノの練習については、学生が自由時間に練習できるよう専用個室練習室を5室設けている。		
	6	通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。	該当なし		
	7	教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。	各教室には壁面のほか床にも埋め込み式の電源コンセントを設けている。学生が調査、資料収集に使用するモバイル端末の使用のために、学舎内はすべて無料で使用できる無線LANを整備している。2階ホールには、空き時間を利用して気軽に練習できるように5台の電子ピアノを配置している。学舎内には各所にソファを設置し、学生のアメニティ空間としての役割を果たしている。		
	8	適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。	図書館は延床面積454㎡、閲覧座席数56席と十分なスペースを設けており、学生が自習や読書などで有効に利用しており収納可能冊数64,700冊分の書架を有している。視聴覚コーナーは3席を設け、DVD資料などが利用できる。OPAC検索用端末2台は外部サイトにアクセスすることも可能であり、有用な検索サイトを紹介している。また新聞記事検索データベース「ヨミダス図書館」を導入し、専用端末1台を設置している。蔵書は64,559冊〔うち洋書1,932冊〕、学術雑誌34種、AV資料385点である〔令和6（2024）年5月1日現在〕。図書館システム「情報館」（ブレインテック製）により、学内の端末または学外のパソコン・スマートフォンからもOPAC蔵書検索が可能である。 また本学の「研究紀要」や「教育実践研究紀要」をJAIRO CloudとJ-STAGEへ登録して学術的資料が効率的に国内外の研究に活用されるよう研究支援を行っている。		
	9	図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。	図書館は延床面積454㎡、閲覧座席数56席と十分なスペースを設けており、学生が自習や読書などで有効に利用しており収納可能冊数64,700冊分の書架を有している。視聴覚コーナーは3席を設け、DVD資料などが利用できる。OPAC検索用端末2台は外部サイトにアクセスすることも可能であり、有用な検索サイトを紹介している。また新聞記事検索データベース「ヨミダス図書館」を導入し、専用端末1台を設置している。蔵書は64,559冊〔うち洋書1,932冊〕、学術雑誌34種、AV資料385点である〔令和6（2024）年5月1日現在〕。図書館システム「情報館」（ブレインテック製）により、学内の端末または学外のパソコン・スマートフォンからもOPAC蔵書検索が可能である。（別表） また本学の「研究紀要」や「教育実践研究紀要」をJAIRO CloudとJ-STAGEへ登録して学術的資料が効率的に国内外の研究に活用されるよう研究支援を行っている。 購入図書等選定について、研究図書、参考図書、文庫、新書を専任教員が選定し、シラバス記載の参考文献は毎年架蔵するようにしている。学生や教職員からのリクエストによる希望図書も検討の上購入している。絵本の収集は、専任教員の選書の他、入学前の準備学習として新入生が推薦した絵本や絵本講座の担当講師が推薦する絵本から所蔵のないものを調査し、購入している。 こども学科の特色を活かし、絵本や児童書・絵本研究書など絵本関連資料のさらなる充実を力を入れるとともに、公立園や小学校を目指す学生のために受験対策問題集の整備や教育要領・保育所保育指針等の改訂に伴う解説書の充実に務めている。 図書館の限られた場を有効利用するため、図書等の廃棄については「図書館利用および除籍図書処理規程」に従って実施している（図書館利用および除籍図書処理規程）。		
	10	適切な面積の体育館を有している。	本学は3階に「多目的ホール」として体育館を有している。880㎡の面積で、バスケットコートが2面取れる十分な広さがある。各種ボール、フラフープ、なわとび、マット、平均台、卓球台、身体表現用の大型鏡等、教養教育の生涯スポーツ科目としての設備と幼児の運動遊びの内容が実施できる設備・機器を整備している。舞台も有しており、壇上にはグランドピアノやドラムセット、ティンパニー等の楽器類も演奏できる。		
	11	多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。	学内無線LANが完備しているので、学内どこでもオンラインでの受講は可能であるが、情報処理室を有効に利用している。また、通常教室でもiPadを使用して多様なメディアを高度に利用した授業が可能な状況である。		

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源)

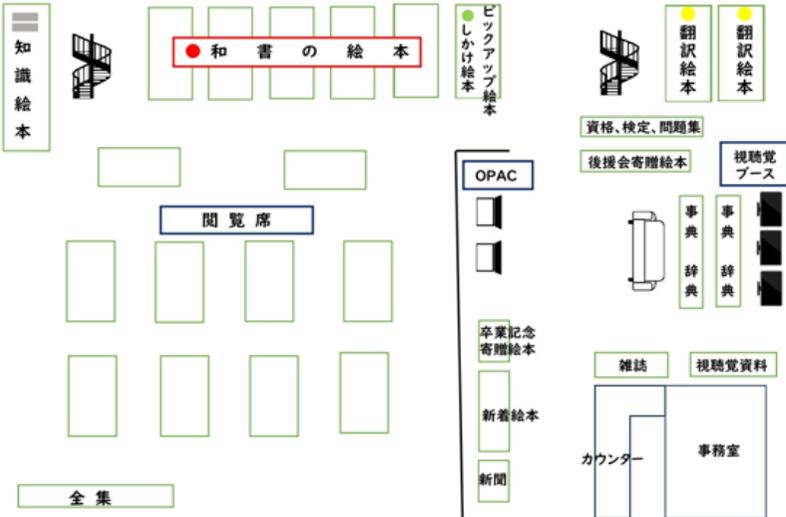
基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅲ-B-2 施設設備の 維持管理を 適切に行っ ている。	1	固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。	固定資産及び物品管理規程を財務諸規程に含めて整備している。		
	2	諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。	固定資産、物品等は規程に従って適切に管理している。		
	3	火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。	防災については、「防火等管理規程」により、防火・防災管理についての必要事項を定めるとともに、「危機管理規程」に基づき危機管理体制の整備に努めている。		
	4	火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。	学舎の耐震性能の確保に関しては、現行の耐震基準を満たしている。防火消防設備については毎年法定点検を行い機能確保に努めている。避難訓練は令和6（2024）11月27日（水）に学生及び教職員全員で実施した。また、避難訓練後に教職員と学生に対してメールによる安否確認訓練も実施した。		
	5	コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。	コンピュータシステム等のセキュリティ対策は、専門のシステム会社に外部委託している。ネットワークを含めたシステム全体やパソコンなどの管理及びセキュリティソフトの更新等を適切に行っている。		
	6	省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。	省エネルギー・省資源対策として、空調の室温設定を事務局にて集中管理している。また、ゴミの分別廃棄の徹底を行っている。		

図書館 館内 MAP

事典 辞典	事典 辞典 大型本	大 型 本	000 ↓ 210	210 ↓ 361	361 ↓ 377	377 ↓ 486	487 ↓ 699	700 ↓ 778	778 ↓ 999	全 集	全 集	洋 書 雑 誌	雑 誌 新 聞	新 聞 紀 要
旧・移動書架配架本														

000 ↓ 214	215 ↓ 302	302 ↓ 374	374 ↓ 383	383 ↓ 595	596 ↓ 764	765 ↓ 913 <small>●新入生推薦絵本 ●昔話名作の絵本 ●教員著作 ●神戸関連</small>	●新入生推薦絵本 ●昔話名作の絵本 ●教員著作 ●神戸関連							
教科書														



※参考

①施設・座席数

延床面積	454 m ²		
図書収容能力	64700 冊		
座席数	56 席		
うち閲覧席	48 席	/ キャレルデスク	7 席 / ブラウジングコーナー
視聴覚コーナー	3 席		

②図書予算 過去3年間の年間図書館予算一覧表 (単位：千円)

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
経常費	2,033	2,190	1,776
資料費総額	1,480	1,501	1,579
うち図書購入費	884	972	1,030
うち新聞・雑誌費	477	493	549
うちAV資料費	0	36	0

③情報化の状況

システム名	
サーバー機	1 台
業務用端末	2 台
検索用端末	2 台
データベース検索用端末	1 台
事務用端末	1 台

④蔵書数 図書館蔵書数一覧 (図書・学術雑誌・AV資料)

図書			学術雑誌			AV資料
和書	洋書	合計	和雑誌	洋雑誌	合計	
63,453	2,035	65,488	34	0	34	392

⑤過去3年間の図書受入状況一覧表

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
図書蔵書数	64,333	64,559	65,488
その年に受け入れた図書の冊数	608	669	733

⑥開館日数および図書貸出冊数

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
開館日数	64,333	64,559	231
図書貸出総冊数 (一日平均)	608	669	4,629 (20)

⑦学生貸出数の推移

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
学生 図書貸出	貸出人数	1,319	1,019
	貸出冊数	3,040	2,163
	一人あたり貸出冊数	7.1	5.5
	一日平均貸出冊数	12.5	9.3

[各年度5月1日]

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅲ-C-1 短期大学 は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	1	教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。	<p>本学は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。学内情報ネットワークの管理運営を法人事務局総務部が担当しているが、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上充実を図るために、外部専門業者の社員1名が事務局で定期的に勤務している。法人事務局総務部が業務の効率化を図り現状等を把握するとともに、本学教職員で業務を共有するために必要なサーバーを維持管理している。また、学内LANが整備されており、令和5（2023）年度からは全館にWi-Fi環境を構築したことで、情報処理端末をさらに有効に活用できるようになり、学生の利便性を高めている。全教室に教員用パソコンとプロジェクターやモニターが設置され授業資料提示等に有効に活用されている。</p>		
	2	情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。	<p>学生への学修支援システムとして学内ポータルサイト（ユニバーサルバスポート）が配備されており、学校からの連絡のほか、履修状況、成績照会、出欠状況、シラバス閲覧等必要な情報は、同システムから学生はスマートフォンで確認することが可能である。これらのポータルシステムをはじめ、メールや会議ツール、情報リテラシーについて、オリエンテーションや「初年次教育」の授業で取り扱って、学生の情報技術の向上を図っている。また、Word、Excel、Power Point等の情報処理の向上に関する授業として「情報処理」を設けている（提出・1）。</p> <p>コンピュータを活用する授業は、1階情報処理室で行っている。教職員のコンピュータ利用技術については個人の研鑽に任せているが、新しいシステムの導入や共通に使用するアプリ等については、随時説明、伝達を行っている。また、SD研修としても取り扱っている。</p>	教職員のコンピュータ利用技術については個人の研鑽に任されており、全体的な技術の向上が求められている。	
	3	技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。	<p>本学の全ての講義室には、プロジェクターとスクリーンを設置しており、授業で利用できるよう適切な環境を保持している。科目の特性に応じて、写真映像やビデオの利用により実践的な解説を行い、パワーポイント等を活用して課題の提示や解説を行っており、情報技術を活用した授業を展開している。中でも2つの大教室と音楽室は2箇所スクリーンやモニターを設置し、学生にとってより見やすい学習環境となっている。</p> <p>また、こども学科の教育課程の特質から、保育の実践力を高めるための設備を充実させている。保育指導のための模擬保育室、小児保健のための小児保健室、音楽や音楽表現のための音楽室、造形や造形表現のための図工室、を設置している。</p> <p>模擬保育室は、保育実習指導など演習授業を行うために、園の1室に見立てた教室で、こども用の机と椅子とピアノを整備している。小児保健室には水道施設を整備している。</p> <p>音楽室は3室と個人ピアノ練習室5部屋と音楽準備室があり、大教室の音楽室Ⅰには大型モニター2台、グランドピアノ2台、電子ピアノ35台を設置している。電子ピアノでヘッドフォンを使って学習できる。音楽室Ⅱは楽器演習や座学ができる教室で、音響システムとモニター、グランドピアノと各種楽器を整備している。音楽室Ⅲはレッスン室としてグランドピアノ2台を設置している。学内のピアノは年に2～3回、定期的に調律することで学習環境を整えている。</p> <p>図工室は、モニターと作業用テーブル（2人掛け）が18台、木工用テーブル（4人掛け）3台を設置している。また図工準備室には、造形活動に必要な様々な用具を整備し、機材や工具（糸鋸、グラインダー、丸ノコなど）、絵本の制作に必要な電動裁断機も備えている。</p>	音楽室は新しい情報技術を取り入れて教育効果を高める必要がある。35台の電子ピアノをコンピュータと接続することにより、プログラム学習やMIDI対応の幅広い活用をすることができ、アンサンブル指導やグループワークなど、より充実した有効な授業展開が可能となる。授業時間のみならず学生の効率的な予習復習にもつながるようにしていきたい。MLシステム導入やコンピュータと接続することなど学生1人1台ずつの電子ピアノをさらに活かした学習環境が望まれる。	
4	技術的資源の分配を常に見直し、活用している。	教育に関わる備品や技術的資源について、使用状況や経年変化や耐用年数を把握しながら、カリキュラム・ポリシーに基づいた学習環境を適切に維持、更新しながら、常に技術的資源の分配を見直して計画的に活用している。			
5	教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。	<p>教員の教育研究活動及び学校運営に資するために各教室にパソコン1台とプロジェクター或いはモニターを整備し、専任教員13名の個人研究室にはパソコンを配置し、研究室と同じフロアの複合機と接続している。研究室と同じフロアに印刷室を有し、複合機を設置している。非常勤講師室にはパソコン2台と複合機、輪転機を設置している。また、事務室には職員一人1台の専用のパソコンと、複合機を整備している。また、貸出用のノートパソコン5台とプロジェクター2台を備品として整備している。</p> <p>事務システムとポータルシステムを融合した大学向け総合パッケージシステムGAKUEN RXを導入して教育支援と学生サービスに活用し事務業務の効率化を図っている。</p>			

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
	6	学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。	学内全域に学生の学習支援のために必要な学内無線LANを整備し、学生は外部Webサイトへのアクセスが可能になっている。学生はそれぞれ学校のアカウントのGmailを有し、ポータルサイトの他、Google ClassroomやZoom会議システムを使用して多様なメディアを活用した学習を実践し奨励している。		
	7	教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。	教員は様々な情報ツールやアプリをパソコンやタブレットで活用して、効果的な授業と学習支援を行っている。		
	8	コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している	情報処理室を設置して、学生用ノートパソコン38台、プリンター1台、iPad40台を整備している。		

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	1	<p>計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。</p> <p>①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。</p> <p>②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。</p> <p>③貸借対照表の状況が健全に推移している。</p> <p>④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。</p> <p>⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。</p> <p>⑥退職給与引当金を目的どりに引き当てている。</p> <p>⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。</p> <p>⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。</p> <p>⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。</p> <p>⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。</p> <p>⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。</p> <p>⑫入学定員充足率、収容定員充足率が適当な水準である。</p> <p>⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。</p>	<p>令和元（2019）年4月より、神戸教育短期大学は神戸市長田区へキャンパス移転、さらに大阪府八尾市に認定こども園新設といった事業再編を行った結果、収支が均衡するようになった。令和元（2019）年度から学院全体の経常収支が黒字転換し、令和3（2021）年度には設置校すべての経常収支が収入超過となった。過去3か年の資金収支及び事業活動収支はいずれも収入超過となっている。</p> <p>令和6（2024）年度決算での経常収支差額は学院全体で8,079万円の収入超過であり、各設置校においても短期大学5,368万円、短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園5,226万円、夙川学院ソレイユ認定こども園4,138万円の収入超過となっている。教育研究経費比率は、経常収入の20%以上を確保し維持している。学生・園児を募集定員どりに確保していること及び人件費比率を50%前後で維持しているため、学院の資金収支及び事業活動収支は安定的に推移している。また、貸借対照表の状況も健全に推移することとなり、神戸教育短期大学の存続を可能とする財政を維持している。退職給与特定引当資産については、引き当てることが出来ておらず、今後の課題となる。</p> <p>資産運用規程を整備しているが、現在、リスクを伴う運用は行っていない。</p> <p>監査法人は、資産状況に関して年間を通じて確認・指導を行っており、監査意見や指導助言については適切に対応している。</p> <p>寄付金の募集については現在行っていない。</p>		
	2	<p>財的資源を毎年度適切に管理している。</p> <p>①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。</p> <p>②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。</p> <p>③年度予算を適正に執行している。</p> <p>④日常的な納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p> <p>⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。</p>	<p>毎年度、各設置校の事業計画をもとに3月中長期計画を策定し、それに基づき単年度の予算編成が行われている。決定した事業計画と予算は速やかに関係部門に通知している。また、期中の執行についても適正に管理、執行されている。</p> <p>当初予算に計上されていない支出が発生した場合は、補正予算を策定して理事会の承認を得ている。</p> <p>資産および資金の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。</p> <p>日常の会計処理は会計ソフトにより適正に行っており、銀行預金等の実在高を毎月末日に勘定元帳残高と照合し、結果を常任理事会に報告している。</p>		

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

基準Ⅲ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	1	短期大学の将来像が明確になっている。	本学院は、保育者養成の短期大学とこども園を設置校としており、教育内容は、幼児教育・保育に特化している。従って、学院全体としての方針と方向性はすべての設置校が同じである。大きくかつ急速に変化する今後の社会において、求められる人材像を的確に把握したうえで、幼児教育・保育の在り方を短期大学とこども園がともに検討し、新たな取り組みを積極的に実践していくこととしている。		
	2	短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。	本学は、長期履修制の導入や多様な免許・資格の取得環境を整えるなど、他法人短期大学の同系統学科に対して強みを有している。本学およびこども園は、強みと弱み、カリキュラム改革、学生・園児募集対策を検討して中長期計画書に記載し、毎年度、その達成状況を確認したうえで、次年度の中長期計画を策定し、経営改善に努めている。本学は、令和元（2019）年度から令和6（2024）年度まで6年連続で入学定員（130名）を充足している。また、人件費、教育研究経費、管理経費についても定員規模に見合っている。		
	3	経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。 ①学生募集対策と学納金計画が明確である。 ②人事計画が適切である。 ③施設設備の将来計画が明瞭である。 ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。	理事長、学長、園長及びすべての理事・評議員は、少子化が急激に進行する環境において学生・園児の募集対策は最も重要であるとの認識をしている。各設置校の具体的な募集に関する方策を中長期計画にまとめ、そのための予算・学納金計画を策定している。 本学の教員人事については、令和6（2024）年度において教授数1名が欠けていたが、年度内に教授1名を採用したことにより基準を満たしている。 本学キャンパスの施設老朽化が進んでいるため、適切な額の修繕費を計上するとともに空調機など高額な設備の更新については中長期計画で定めている。 外部資金の獲得として過去に寄付金の募集に工夫を凝らしたが、効果がなかったため現在は行っていない。また本学院において遊休資産は有していない。		
	4	短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。	本学はこども学科のみの単科短期大学である。入学定員を充足し、人件費比率を約50%で維持しているため、収入と支出のバランスがとれている。		
	5	学D10:E14内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている	学内に対する経営情報は、学長が教授会等で教職員に説明し、共通認識と危機意識を持つようになっている。		

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】
 (テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ)

基準Ⅳ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅳ-A-1 理事会等の 学校法人の 管理運営体制が確立し ている。	1	<p>理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。</p> <p>①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。</p> <p>②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。</p>	<p>理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>現在の理事長は、平成29（2017）年10月に就任した。本学院を創業した増谷かめの親族であり、かつキリスト者であるため、本学院の建学の精神や教育理念を熟知している。また、平成23（2011）年度以降、理事、法人事務局長、短期大学事務局長、付属幼稚園事務長として学院全体及び本学の改革を執行してきたことから、学院や各設置校の業務内容及び諸課題を十分に把握しているため、学院の今後の発展のためにリーダーシップを発揮できる人物であり、理事長を中心とした管理運営体制が確率している。</p> <p>理事長は、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を受けた決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。理事長は、監事と公認会計士から監査計画および監査状況についての報告を受けている。</p>	<p>令和7（2025）年度以降の学院全体の課題としては、以下の項目が挙げられる。</p> <p>① 少子化・四年制大学志向の環境下での短期大学の安定的な学生確保</p> <p>② 学院全体の経常収支差額の収入超過の維持</p> <p>③ 付属園（夙川および八尾）の安定的な園児募集のための特色づくり</p> <p>④ 西宮市の待機児童解消のための小規模保育園開設による貢献</p> <p>⑤ 先進的な保育・幼児教育に関する学院内での継続的な議論と実践</p> <p>⑥ 短期大学と付属園との連携強化</p> <p>いずれの課題も教職員の協力と関係諸機関の折衝が必要であり、理事長が関係者と十分にコミュニケーションをとることで、内容を把握・理解し、リーダーシップを発揮して決断・推進していくことが重要となる。</p>	
	2	<p>理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。</p> <p>①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。</p> <p>②理事長は、理事長が招集し、議長を務めている。</p> <p>③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。</p> <p>④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。</p> <p>⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。</p> <p>⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。</p>	<p>理事長は寄附行為第17条に定められた手続きに従い、理事会および必要に応じて臨時理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営をしている。</p> <p>理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長は、議長として理事会を統括するほか、理事、監事の意見を十分に聴取し、法人全体および各学校の財務内容や管理運営状況を把握し、その改善に取り組んでいる。令和6（2024）年度は理事会を4回開催した。</p> <p>また、理事長は常任理事会を原則として2週間ごとに開催することを決め、令和6（2024）年度は常任理事会を24回招集した。短期大学の学生募集、各設置校の人事・労務や施設整備等に関することなど、重要な議案や迅速な対応が求められる案件について審議・決定し、後日開催する理事会にて報告を行っている。</p> <p>理事会は本学の認証評価に対する役割を果たし責任を負っており、理事である理事長、学長が自己点検評価委員会に参画し、自己点検評価に関する事項についての審議に加わっている。また、認証評価の結果を踏まえた中期的な事業計画を策定・実行することで、理事会としての役割を果たし、責任を負っている。</p> <p>理事会は、理事長、学長等から必要な情報について報告を受け、本学の発展のために議論を行っている。</p> <p>理事会は、本学の運営や在学生の教育に関する法的責任があることを十分に認識している。また、役員個人の法的責任についても強く認識し、全員が役員損害賠償保険に加入して重過失により学院に損害が発生した場合などのリスクに備えている。</p> <p>法人全体や本学に係る組織、事務分掌、経理などの業務については理事会等にて規程や細則を整備して適切に運営している。理事長は、令和5（2023）年4月1日付で「学校法人夙川学院・神戸教育短期大学 ガバナンス・コード（第1版）」を制定し、①経営の安定性・継続性の確保、②自律的なガバナンス体制の確立、③教学がバナンスの充実、④情報の公開と公表の4つの観点から、令和6（2024）年6月11日に状況を点検し、結果を公表することで健全な発展を目指している。</p>		
	3	<p>理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。</p> <p>①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。</p> <p>②理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。</p> <p>③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。</p>	<p>理事は、私立学校法第38条および、寄附行為第6条に基づき、院長、学長および園長、評議員、学識経験者から理事会において選任し、法令に基づき適正に構成されている。選任された理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。</p> <p>令和6（2024）年5月1日時点で、理事会を構成する理事は5人であり、定数の5人以上10人以内を満たし、常勤の理事3名と非常勤理事2名で構成されている。非常勤理事は本学院の教職員ではない学外理事に該当するが、長年にわたる公務員としての経験を活かしてコンプライアンス及びガバナンスに広い知見を有し、もう一名はキリスト教者として本法人の建学の精神を理解しており健全な教育に対する十分な見識を有している。寄附行為第5条3項のキリスト教事項は、理事総数の1/3としているが、理事のうち3人がキリスト者であり満たしている。</p>	<p>役員年齢構成が高くなりつつあることを改善する必要がある。</p>	

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】
 (テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ)

基準Ⅳ

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準Ⅳ-B-1 学習成果を 獲得するた めに教授会 等の短期大 学の教学運 営体制が確 立してい る。	1	<p>学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。</p> <p>①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。</p> <p>②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。</p> <p>③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。</p> <p>④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。</p> <p>⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。</p> <p>⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</p>	<p>学長の任命は、「学長選任規程」により定められている（学長選任規程）。学長は、本学の教育理念に則って公務を掌り、所属教職員を統督し得るものとして理事長が理事会の議を経て任命する。また、学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を聞き、最終的な判断を行っている。さらに令和元（2019）年度よりは、多岐にわたる課題について迅速に対応できる体制として教学マネジメント委員会を立ち上げた。入試部長を兼任し、学務部長（広報部長兼務）・学科長・学務課長とともに、短期大学の教育・運営の基盤方針を決定し、各委員会に諮るなど、教育活動全般にわたって業務を遂行しており、教職員へ丁寧な説明を行うなどリーダーシップを発揮している（教授会運営規程、教学マネジメント委員会規程）。</p> <p>また、教育や管理に関して必要な情報を理事会・評議員会で審議・報告事項として説明し、意思疎通を図っている。</p> <p>現学長は、平成30（2018）年9月19日付で学長に就任以来、令和2（2020）年9月に再任、令和4（2022）年に再々任され、短期大学運営、教育活動、教職員間の円滑な連携を計っている。さらには、令和2（2020）年度より令和4（2022）年度まで、短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園の園長を兼任し、現場の声を保育者養成に反映する他、法人の付属認定こども園2園との協力体制を固め、法人のさらなる保育施設の拡充にも尽力している。</p>	<p>各委員会で審議した案件を教授会で意見を取りまとめて学長が最終的に決定するという一連の意思決定プロセスは今後も堅持していくが、一方で、法人の教育方針・本学の規模に沿った教育活動・募集活動が適正に行われるようにするところ</p> <p>に、学長のリーダーシップが求められている。付属認定こども園との円滑な連携を伴う教育活動もそのひとつである。</p>	
	2	<p>学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。</p> <p>①教授会を審議機関として適切に運営している。</p> <p>②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。</p> <p>③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。</p> <p>④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。</p> <p>⑤教授会の議事録を整備している。</p> <p>⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。</p> <p>⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。</p>	<p>学長は、教授会を学則第44条に基づいて開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。本学の教授会は、学長、専任の教授・准教授・講師をもって組織することが、教授会運営規程第1条に規定されている。さらに規程には、学長は審議事項の性質に鑑み、事務局長その他の教職員を教授会に出席させることができるとあり、事務局長、学務課長、入試広報課長を必要に応じて同席させている。</p> <p>学長は教授会運営規程に基づき毎月1回の定例教授会および学長が必要と認めた時に臨時教授会を招集する。同規程第2条により、学長が議長となり、第4条による審議事項を議案としている（教授会運営規程）。また、教授会で定期的に教授会の議事録は、事務職員の課長が交代で担当し、議事録（案）については教授会構成員に事前に意見を聴き、次回の教授会冒頭に議長から最終確認を行っている。議事録は事務局に保管し、専任教職員はいつでも閲覧できるようにしている。また、「特任教員に関する規程」において、令和5（2023）年度まで特任教員は教授会構成員ではなく、オブザーバー（陪席者）であったが、令和6（2024）年度からは、これを改め教授会構成員とすることで、より一体的な運営を心がけている（特任教員に関する規程）。</p> <p>学長は、図書館長、学科長、学務部長（学務委員長が兼務）、入試広報部長（入試広報委員長が兼務）などの役職者を、それぞれの選任規程に則って任命している（学務部長、入試広報部長および図書館長選任規程）。また、教育・研究上必要とする各種委員会を設け、規程に則って委員長や委員を学長が指名している。</p> <p>令和元（2019）年度には、全学的チェック体制として、3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検について、学外の参画が実現していなかったの</p> <p>で、学外委員の委嘱を行い、体制を整えた。そして、学内の運営については教学マネジメント委員会を学長が委員長となって運営することで、教学の基本方針を検討している。</p> <p>学生募集については、ほぼ1週間に1度開催される入試広報課の連絡会には、学長自らが出席し、募集施策の立案においても教育目標を反映した教育内容を遵守した広報が行われるよう監督する責任を果たしている。</p>		

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

(テーマ 基準IV-C ガバナンス)

基準IV

区分	NO.	点検項目	①現状	②課題	③特記事項
基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行って	1	監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。	監事は、令和6（2024）年5月1日現在、定数2人のところ2人を選任している。1人は公認会計士、もう1人は長年にわたり本学の事務職員として各種業務を経験した元職員である。監事は寄附行為第16条（監事の職務）に則り、それぞれの専門性を活かして業務および財産状況を監査している。		
	2	監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。	監事は、業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時には、文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告することが寄附行為に定められている。 監事は基本的に毎回の理事会および評議員会さらに常任理事会に出席し、学長、園長等から説明を受けた上で必要な質問を行うとともに意見を述べている。また、文部科学省主催の監事研修会に毎年出席し、私学を取り巻く環境や行政の動向について認識を深めている。		
	3	監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。	監事は、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表および財産目録等を監査し、5月末までに理事会並びに評議員会に監査内容を報告するとともに監査報告書を提出している。		
基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長	1	評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。	評議員会は、令和6（2024）年5月1日現在、定数11人以上21人以内のところ、教職員（定数4人～10人）より7人、卒業生（定数3人）より3人、学識経験者・功労者（定数4人～8人）より4人の合計14人を選任しており、理事会実数5人の2倍を超える数の評議員をもって組織している。		
	2	評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。	令和6（2024）年度は評議員会を3回開催した。私立学校法第42条に準拠した寄附行為第22条（評議員会への諮問事項）により、予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更といった重要事項について、理事長が評議員会に諮問のうえ、理事会にて審議・決定している。通常、5月の評議員会では前年度の決算および事業報告、3月の評議員会では次年度の予算および事業計画を審議している。		
基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、	1	学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。	教育情報については、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、本学のホームページで公開している。		
	2	私立学校法に定められた情報を公表・公開している。	財務情報、事業報告書及び役員等名簿については、私立学校法第47条の規定に基づき、本学院のホームページで公開している。		